衆議院ドイツ及びフランス政治経済事情等
調 査 議 員 団
報　告　書

令和７年１２月

令和７年１２月

衆議院議長　　額　賀　福志郎　殿

衆議院ドイツ及びフランス政治経済事情等調査議員団
団長　　山　井　和　則

先般、私ども一行は、本院から派遣され、ドイツ及びフランスにおける政治経済事情等に関する調査のため、令和７年９月７日から９月 13 日までの７日間、ドイツ及びフランスを訪問いたしました。

ここに、その概要を報告いたします。

目　　次

１　団名 ・・・

参考資料（国立国会図書館作成）

【ドイツ関係】
1　ドイツの議会概要
2　ドイツの議会の予算審議
3　ドイツにおける近年の経済・財政政策
4　ドイツの財政政策（軍事面について）
5　ドイツにおける米国関税措置の影響

【フランス関係】
6　フランスの議会概要
7　フランスの議会の予算審議
8　欧州の金融政策の概要と最近の動向について
9　フランス中央銀行の概要

１　団名

衆議院ドイツ及びフランス政治経済事情等調査議員団

２　目的

ドイツ及びフランスにおける政治経済事情等に関する調査のため

３　議員団

団長	予算委員会	理　事	山井　和則（立憲）
	同	理　事	井上　信治（自民）
	同	理　事	三木　圭恵（維新）
	同	委　員	赤羽　一嘉（公明）

同行	衆議院予算調査室首席調査員	竹田　優司
	委員部第一課予算委員会係長	河原　雅行
	財務省主計局法規課長	原田　浩気
	財務省国会連絡調整官	鈴木　準一

４　派遣期間

令和７年９月７日（日）から 13 日（土）までの７日間

５　派遣国

ドイツ、フランス

６　主な調査内容

（１）調査の必要性

①　ドイツ・フランス議会においては、政府提出の予算案を修正するための議論が行われることが多いとされる中、昨今の政治情勢を受け、保革連立政権下のドイツでは国防費などの増額が可能となる財政規律を緩和するための見直しがなされ、また、少数与党となったフランスでは予算審議が難航し、下院審議を打ち切る事態となっている。

国会においては、少数与党の状況下で、省庁別審査や予算の修正といった総予算審議の充実に向けた取組がみられるようになっており、ドイツやフランスにおける予算審議の状況や議会運営について調査を行うことは、我が国にとって参考になると考える。

②　世界的に、米国の関税措置により、各国の産業等への影響が懸念される

中、ＥＵ内において、大国であるドイツ及びフランスにおける経済・財政、自動車産業等をめぐる動き等について調査を行うことは、意義があるものと考える。

③　2025 年は、第二次世界大戦でナチス・ドイツが降伏し（５月８日）、終戦 80 年の節目の年である。戦後の復興や都市開発の経緯を含めて、交戦国であった両国が共にＥＵの中心として欧州社会をけん引するに至るという今日まで両国がたどってきた歴史的変遷を把握する。

また、欧州の移民状況を反映するとされるフランスとドイツにおいては、移民の受入れと社会統合に課題を抱えているとされ、移民政策の経緯や問題点を調査することは、人口減少に直面する我が国にとって意義があるものと考える。

以上の考えの下、今般、ドイツ及びフランスを訪問し、調査を行った。

（２）ドイツ

①　連邦議会予算委員長及び同委員を訪問し、予算審議プロセス等について、特に、予算修正協議等における与野党の合意形成の在り方並びに連邦共和国基本法に基づく「債務ブレーキ」※及びその予算審議に与える影響等について、日独における差異も含めて意見交換を行った。

※ 連邦及び州の予算は原則として借入なしで収支均衡（構造的要素に係る連邦の起債は対ＧＤＰ比 0.35％を上限として許容）を求める財政規律

②　財務政務次官を訪問し、経済・財政政策について、特に、公共投資、防衛支出の拡大と財政規律の在り方及び政府と議会との関係性等について意見交換を行った。

③　移民政策及びドイツ政治経済史並びにこれらを反映した現在の政治状況や課題等について、専門家から説明を聴取し意見交換を行うとともに、移民や歴史等の実相がわかるよう現地視察を行った。

④　ＢMW本社を訪問し、同社が創業から戦後歩んできた歴史、米国の関税措置による自動車産業への影響等について説明を聴取し、同措置によって雇用に与える影響、日本市場と中国市場への対応、自動運転に対する考え等について意見交換を行った。また、同社工場の製造ラインを視察した。

（３）フランス

①　国民議会財務委員長及び財務委員会事務局を訪問し、予算審議プロセス等について、特に、予算修正協議等における与野党の合意形成の在り方及び少数与党政権下において憲法第 49 条第３項※が発動されることによる予

算審議に与える影響等について、日仏における差異も含めて意見交換を行った。

※ 首相が、法律案の表決に政府の責任をかけることができる制度。この手続きがとられた場合、続く 24 時間以内に下院議員の 10 分の 1 以上が提出した不信任動議が可決されない限り、その法律案は可決されたものとみなされる。

② フランス銀行総裁を訪問し、経済・金融政策について、特に、米国の関税措置による影響及びそれを踏まえた今後の金融政策の見通し並びにフランス銀行と欧州中央銀行（ＥＣＢ）との関係性等について意見交換を行った。

③ ＯＥＣＤ本部を訪問し、少子高齢化対策、米国の関税措置の影響等について、本部への本邦からの派遣員とともに日本政府代表部とも意見交換、情報共有を行った。

④ 戦後 80 年を踏まえ、第一次世界大戦のドイツと連合国の休戦協定（1918 年）及び第二次世界大戦の独仏休戦協定（1940 年）が結ばれた歴史的な場所を訪問し、フランスとドイツの戦争から和解へと至る近現代史について、専門家から説明を聴取し、視察した。

７　主な日程　（いずれも現地時間）

令和７年

９月７日（日）

２２：５５　羽田空港発（ＮＨ217）

９月８日（月）

６：５５　ミュンヘン空港着

１０：００　ミュンヘン市庁舎等訪問

１１：１５　ミュンヘン日本人会との懇談

１３：３０　ＢＭＷ本社訪問（意見交換、工場等視察）

１８：３０　別所ミュンヘン総領事ブリーフィング及び懇談

【ミュンヘン泊】

９月９日（火）

１１：００　ミュンヘン空港発（ＬＨ1926）

１２：４０　ベルリン空港着

（井上信治議員合流）

１３：５０　連邦議会パウス予算委員長との意見交換

１５：４５　連邦財務省ローデ政務次官との意見交換
１６：４５　ベルリン市内（ナチス関連施設等歴史、移民関係視察）
１９：００　志野駐ドイツ特命全権大使ブリーフィング及び懇談

【ベルリン泊】

9月１０日（水）
９：００　コンラート・アデナウアー財団との意見交換
１２：１５　ベルリン空港発（ＡＦ1735）
１４：０５　パリ空港着
１６：３０　国民議会財務委員会事務局との意見交換
１９：００　下川駐フランス特命全権大使ブリーフィング及び懇談

【パリ泊】

9月１１日（木）
１０：００　エコル・ミリテール（軍事教育施設）視察
１２：００　コクレル国民議会財務委員長との意見交換
１３：００　在仏日本商工会議所との懇談
１７：００　ＯＥＣＤ本部訪問
（ＯＥＣＤ事務局及びＯＥＣＤ日本政府代表部との意見交換）

【パリ泊】

9月１２日（金）
１０：００　ヴィルロワ・ド・ガローフランス銀行総裁との意見交換
１３：４５　コンピエーニュの森博物館視察
１９：２０　パリ空港発（ＮＨ216）

9月１３日（土）
１５：５５　羽田空港着

８　調査の概要

（１）ドイツ・ミュンヘン

① ミュンヘン市庁舎等訪問

・日　時　令和７年９月８日（月）10:00～

・対応者　オリヴァー・ギール（Mr. Oliver Gierl）

バイエルン州ミュンヘン市総務局儀典室儀典・国際・政策課

・日本側　山井　和則団長（立憲）　三木　圭恵議員（維新）

赤羽　一嘉議員（公明）

・概　要

ミュンヘン新市庁舎等市政に関する歴史について説明聴取し、展望室、市議会場等新市庁舎内を視察した。また、ギール氏は姉妹都市である札幌市における勤務経験があり両地域について知見を有すること、また、新市庁舎自体が観光の中心地となっていることを踏まえ、マリエン広場を中心としたミュンヘン市における観光振興施策についても説明を聴取した。

主な視察箇所の概要は以下のとおりである。

Ⅰ.ミュンヘン新市庁舎

1. 建築と歴史的価値

ミュンヘン新市庁舎は、1867 年から 1909 年にかけて建設されたネオゴシック様式の歴史的建造物で、マリエン広場の北側に位置し、市政の中枢として機能している。

第二次世界大戦中の空襲で損傷を受けたが、戦争終結直後より動きが始まり、同時期にトーマス・ウィマー市長のもとで市民参加型の瓦礫撤去キャンペーンが展開され、マリエン広場から大量の瓦礫が撤去されたとされる。

戦後 1945 年から 1972 年のミュンヘンオリンピック後まで、破壊されたステンドグラスや建築装飾が段階的に復元され、戦後復興の象徴として再生した。

現在は、市政の場であると同時に、観光上も重要なランドマークとなっている。

2. 主要施設

〇市議会

新市庁舎 3 階の大集会室(Großer Sitzungssaal)は、ミュンヘン市議会の本会議場である。歴史画により装飾されたこの空間は、市長(議長を兼職)と80名の名誉職議員(非常勤の市民代表)により構成される市議会が、市の最高行政機関として市政の重要事項を審議し決定する主要舞台となっている。市議会の本会議は原則として公開されている。

隣接する小集会室(Kleiner Sitzungssaal)は、委員会や公式行事に使用されている。委員会は財務委員会などの常設委員会が設置され、これらも原則として公開されている。この部屋は新市庁舎の中で最も多くの歴史的な調度品が現存する空間であり、旧市庁舎で使われていたものが保存され現在も使われている。戦災を免れた、精巧な彫刻が施された天井、シャンデリア、壁面の羽目板などが、往時の姿のまま現在も使われている。

○展望台

新市庁舎の象徴である高さ 85 メートルの塔内に設置された展望フロアへのアクセスはエレベーター(一部階段)で可能となっている。マリエン広場や市街地を見渡せる。

○グロッケンシュピール(仕掛け時計)

グロッケンシュピールは、通常は毎日午前 11 時と午前 12 時に作動する。作動時には観光客が多く集まっている。

Ⅱ.札幌市との姉妹都市関係とマイバウム

ミュンヘン市は、1972 年 8 月 28 日に日本の札幌市と姉妹都市提携を結んだ。
両市は共に同年のオリンピック開催地(札幌冬季、ミュンヘン夏季)であり、緯度が近く気候や文化が相通じることから、提携に至ったものである。

この友好関係を記念して、姉妹都市提携 5 周年にあたる 1976 年に、ミュンヘン市は札幌市に「マイバウム」(Maibaum、五月の木)を贈呈した。

マイバウムはバイエルンの伝統的なシンボルであり、地域の職人やギルドを表す紋章などが取り付けられている文化的モニュメントである。

マリエン広場近隣のヴィクトゥアリエンマルクト(ミュンヘン市民の台所として親しまれている常設市場)に設置されたマイバウムと同様に、札幌の大通公園に立つマイバウムは、札幌とミュンヘンの深い友好を今に伝える重要な存在となっている。

② ミュンヘン日本人会との懇談

・日　時　令和７年９月８日（月）11:15～
・対応者　長谷川　豊
　　ＡＮＡミュンヘン空港所　所長
　田中　威津馬
　　ＮＴＴ　Ｄｏｃｏｍｏ欧州通信研究所　所長
　木内　一慶
　　Ｆｓａｓ Technologies エグゼクティブディレクター
　ディルマン　明子
　　アーキス法律事務所ミュンヘンオフィスパートナー、ドイツ法弁護士
　神田　浩一郎
　　信越シリコーンヨーロッパセールスマネージャー

・議員団　山井　和則団長（立憲）　三木　圭恵議員（維新）
　赤羽　一嘉議員（公明）
・概　要
　ミュンヘン日本人会に所属する５名と、ドイツ、ＥＵ市場における日系企業のビジネス環境の現状と課題等について懇談した。
　主なテーマは、以下のとおりである。
　○ 移民、治安、景気、雇用といった複合要因が政治的な不満の受け皿を作り得ること及び右派政党の特に旧東独地域における支持が伸張する背景などドイツ政治社会の現状
　○ ＳＮＳ等を通じた情報拡散や偽情報が政治的分断を助長している懸念や、それに対するリテラシー、規制の在り方など情報環境
　○ 採用難、賃金上昇や、解雇や労働者保護といった労働規制の厳しさ等の制度環境が、企業のコスト構造や採用等の意思決定、投資判断に与える影響など企業活動
　○ インフレやエネルギー価格の高止まりが家計・企業双方の制約となっている現状や、財政規律下での支援策をめぐる課題
　○ 航空機のバイオマス燃料の使用に伴う品質とコスト急騰への懸念や、産業競争力維持との両立など脱炭素に向けた取組
　○ 気候変動による猛暑に対しエアコン設備が普及していないオフィスが多い現状や、ストライキや長期休暇が社会的に受容されているなどドイツの生活、労働環境

③ ＢMW本社訪問（意見交換、工場等視察）

・日　時　令和７年９月８日（月）13:30～
・対応者　マイク・ベーレス（Dr. Maik Böres）
　　ＢMW企業基本政策・国際関係統括責任者
　　ベルント・ダザー（Mr. Bernd Daser）
　　ＢMW戦略的協力及びトヨタとの協力を担当する部門スタッフ

・日本側　山井　和則団長（立憲）　三木　圭恵議員（維新）
　　赤羽　一嘉議員（公明）
・概　要

ＢMW本社を訪問し、同社が創業から戦後歩んできた歴史、米国の関税措置による自動車産業への影響等について説明を聴取し、同措置によって雇用に与える影響、日本市場と中国市場への対応、自動運転に対する考え等について意見交換を行った。その後、本社の隣にあるミュンヘン工場の製造ラインを同社のヴォルフガンク・ミュールバッハー（Dr. Wolfgang Mühlbacher）氏、ＢMW Welt[1]を同社のローラン・デ・マルキ（Mr. Roland de Marchi）氏の案内のもと視察した。

説明、意見交換の具体的な概要は、以下のとおりである。

（挨拶）

山井団長：本日はＩＡＡ・モビリティ[2]開催の折、大変お忙しい中、受け入れていただきまして、大変ありがとうございます。

ＢMW社は、ヨーロッパを代表する自動車メーカーとして、革新的な技術と高い品質により世界をリードしてこられました。特に、電動化やカーボンニュートラルなど､環境対策にも積極的に取り組まれていることに敬意を表します。また､国際的な通商政策の変動という大きな環境変化に直面しております中で､米国のトランプ大統領の関税政策はヨーロッパや日本の自動車メーカーに大きな影響を及ぼすものと思っております。

このような中、ＢMW社は米国に大規模製造拠点を持つことで、競合他社に

---

[1] 2007 年 10 月 17 日にオープンした複合施設で、展示、配送、イベント機能を統合し、バイエルン州最大級の観光施設として年間数十万人を集めている。特に、配送センターでは、車両がガラス張りのエレベーターで劇的に登場し、回転するプラットフォーム上で引き渡されるという、感動的な納車体験が顧客に提供されている。

[2] 正式名称：IAA Mobility 2025
会期： 2025 年 9 月 9 日～14 日　8 日：プレス・メディアデー（報道公開日）
開催地： ドイツ・ミュンヘン
Summit 会場： メッセ・ミュンヘン（展示会場）
Open Space 会場： ミュンヘン市内中心部（オデオン広場など）

対して優位に立っておられ、ウォルターメルトルＣＦＯも関税影響の軽減に役立っていると述べられるなど、積極的に対応されておられます。本日は、ドイツ自動車産業を巡る課題や、ＢMW社の取り組み等について意見を聞かせていただき、意見交換ができればと思っております、どうかよろしくお願いします。

ベーレス統括責任者：ＢMW本社の中で基本政策を担当しています。ＢMWに入社して 21 年、様々な部署を渡り歩いてきました。最初は開発に行き、その後、戦略部に、今はガバナンスを担当しています。皆様に、ＢMWの会社の紹介をしたいと思います。

ダザー部門スタッフ：今、こちらのＢMWの会社の中で企業計画、特に戦略的なＭ＆Ａ買収の仕事をしています。トヨタと非常に密接な仕事をしておりまして、日本の方、日本とは非常に近いと思っています。７年前は、ＢMWグループの中で戦略の仕事をしていました。

（会社説明概要）ベーレス統括責任者

Ⅰ　BMWグループの概要

1. 四つのブランドと世界市場の構成

○　BMW グループは、①スポーツ仕様のＭシリーズと電気自動車のｉシリーズなどを擁するBMW、②都会向けで敏捷性の高い　MINI、③英国の工場で手作業による製造過程を維持する高級ブランドのロールス・ロイス、④オートバイの四つのブランドを展開している。

○　各ブランドは対象市場においてデザインや設計面で有力な製品であり、世界 140 か国で販売を行っている。市場構成としては、売上の約 40%（約 95 万台）を占める欧州が最大であり、約 29%（約 71 万台）を占める中国が 2 番目、約 50 万台を販売する米国が 3 番目、その他の国々で 30 万台余りという実績になっている。

2. 日本における事業体制

○　日本市場へは 1980 年のオートバイ、1981 年の BMW、2002 年の MINI と順次展開し、独自の子会社を通じて 40 年以上の歴史を築いている。

○　約 700 人の社員体制のもと 6 種類の拠点を運営しており、千葉県には研究開発センターや車両配送センター（VDC）、日本独自の仕様を開発するテクニカルセンターを設置し、神戸には販売や技術サービスを社員教育するアカデミーを開設している。

3. 米国の関税措置と生産への影響

○　サウスカロライナ州スパータンバーグ工場で大型 SUV（X3・X5・X7）を製造し、生産の半分は米国内販売、半分は米国から欧州や他国へ輸出されるため、台数ベースの貿易収支は均衡している。

○ しかし、米国の通商政策による打撃は大きく、トランプ大統領の関税措置により EU から米国への輸出車関税は従来の 2.5%から 27.5%へ引き上げられ、現在はこれを 15%へ低減するための交渉が行われている。一方で EU が米国車にかける 10%の関税は撤廃される方針だが、欧州が米国から輸入する車の 85%は BMW やメルセデスであるため、これまでの関税は実質的にドイツ産業への負担となっていたと言える。

4. アジア情勢と今後の展望

○ 米国と中国の争いにより中国や東南アジアには緊迫した雰囲気が広がっているが、中国工場では BMW 車を現地向けに製造し、MINI については世界輸出向けに製造している。

○ 日本と EU 間での自動車関税相互ゼロ合意は非常に歓迎すべき動きであり、世界的な通商会議においては民主主義の理念に基づき貿易の円滑化を図られることが何より重要と考えている。

Ⅱ 会社の歴史[3]

1. 創業と初期の工場展開

○ BMW は 1916 年に創立され、現在の本社ビルから北へ約 1 キロ離れた場所に最初の工場があった。その近くには飛行機工場があり、飛行機のエンジンも製造していた。当時の建物は現在 BMW クラシックという名前で歴史的製品を展示するショールームになっている。飛行機エンジン工場はその後なくなり、次第に住宅や建物が立ち込んでいった。

2. 自動車会社への転換と工場の拡大

○ 1928 年に BMW 飛行機から BMW 自動車会社へ名前を変更し、旧東ドイツのアイゼナハにあった工場を買収した。それまでは飛行機と自動車のエンジンを並立で製造していたが、飛行機エンジン部門を分離した。

○ 1939 年にはベルリン近郊のブランデンブルグにあるエンジン工場を買い取り、そこが現在 BMW のオートバイ生産の中心地になっている。

○ 現在の本社建物向かい側にある第一工場は現在も中心的な工場であるが、周辺にますます住宅が立ち込み、今は街のど真ん中で生産している形になっている。世界の中でもこのように街の中心で車を製造しているところは他にないのではないか。そのような環境下で工場を運営し続けなければならないため、非常に制限があり 2 軸、3 軸(ライン)生産ができない。また、この工場には毎日 800 台ものトラックが様々な部品を運んできている。

3. 第二次世界大戦中の歴史

○ 第二次世界大戦中、BMW は防衛産業に参画し、労働者を連れてきて仕事をさせたという苦い歴史がある。そのことを反省し、その方々に様々な慰謝料を払っており、BMW の歴

[3] ＢMWには軍事産業としての歴史もあるため、「ＢMWの歴史、ナチス政権時代からの歴史的変遷」を調査事項として事前に通告

史の中にそのようなことがあったということを適切に記録している。戦時中に行った、今言うと恥ずかしい行為を絶対に隠さず透明化することが大事だと考えている。

4. 戦後の危機と復興

○ 第二次世界大戦後、まずは主にオートバイを製造した。1952 年にバロック・エンゲルというセダン車を製造したが、当時としては高級車であった。1945 年の敗戦から戦後の復興時期である 1952 年において、世間にはこんな大型で豪華な自動車を買えるお金がなかったのが実情で、製造したもののもちろん売れなかった。

○ そのため、かなりの財政難に陥り、あわやメルセデス・ベンツに買収されるかもしれないところにまで追い込まれた。その時に助け主が現れ、現在のクワント・ファミリーが大きく出資してくれたので、メルセデス・ベンツに買収されることなく BMW は経営を存続させることができた。

○ そういう経過をたどり、きちんと売れる自動車を製造しなければならない、台数を伸ばさなければならないという考えのもと、1961 年に新しいモデルを市場に導入した。スポーティなタイプのセダンで、当時はそのような車のセグメントがなかった。

Ⅲ BMWの環境配慮の取組

1. 新モデル iX3 の発表とその背景

○ IAA に関係し、先日新しいモデルの車を発表した。2025 年になって全く新しいモデルの車を導入するのは、1961 年の BMW 再生時に新しい車のモデルを導入して成功してきたため、その成功の歴史を繰り返すべく踏み切ったものである。

○ 発表したモデルは iX3 という 100%電気自動車で、この車は駆動関係だけではなく、中に搭載している電子部品やバッテリーに関する技術も全く新しく開発したものである。今後数年の間に、この iX3 に続いて新しいモデルを順次発表する予定である。

○ この車を発表した大きな背景は、単なる駆動力を電気化することによって性能を高めるだけではなく、サステナビリティにかなった車を提供したいという思いがある。

2. 環境配慮とサステナビリティの追求

○ 新しいモデルの車を開発する時の目指すべき方向性は、非常に環境にかなった、サステナビリティにかなった車であるべきだということである。

○ 廃車になった時に適切にリサイクルが行えるようにすることを重視し、車の構造は非常にスマートな形でなければならないと考えている。また、搭載される部品はリサイクルで作ったものが使用されている。電気自動車は排気ガスを排出しないと言いながらも、電池を作る時などにとても高い CO2 のエミッションを出してしまっているという批判があるため、全体としてどれだけ CO2 排出量を減らすことができるかということを目指して開発してきた。

3. 製造段階での CO2 削減努力

○ 製造前段階でも、CO2 の排出量をできるだけ削減しようという形をとった。例えば、部品メーカーから部品が送られている時のサプライチェーンについて、更に CO2 を出させないという努力をしてきた。
○ 製造段階において、まず再生可能エネルギーを使うことから始め、素材も再利用できる材料を使用した。例えば、車体は鉄鋼、アルミニウムなどで構成されているが、それを純粋な製錬工場で作ったものを使うのではなくて、二次生産(再生材利用)のものを使うことによって全体的に CO2 の排出量を減らすということをしてきた。

4. 第 6 世代電池の開発成果
○ 特に、電池に関しては、どのように設計するかによって CO2 の排出量が大きく変わってくるため、更に開発を進め、現在使っている電池は第 6 世代と呼んでいる。新しいシリーズの車の電池に関して BMW も共同で開発し、その結果、航続距離が 30%延び、充電時間も 30%早くなり、そして CO2 の最大排出量はトータルでマイナス 60%を達成できるようになった。iX3 では、フル充電時の走行距離が 800km になり、バッテリーが減ってきて充電する際、10 分間の充電で 370km 走行距離を延ばすことができるようになっている。

(環境配慮等に関する補足説明概要) ダザー部門スタッフ

Ⅰ 環境配慮の取組
1. ガソリン車と電気自動車の CO2 排出比較
○ ガソリン車で CO2 の排出量をみると、一番の排出量は車を使っている時、すなわち運転している時である。完全電気自動車と比較すると、CO2 の排出量は運転時には増えないが、物資の搬入時や実際の製造時に CO2 が発生する。そのため、とても大事なのは車の製造から廃車までの間、トータルでどのように CO2 の排出量を減らすことができるかということであり、それを確認する必要がある。
○ 現在、新しいモデルの車はドイツ語で「ノイエ・クラッセ」という名前であるが、トータルでサステナビリティを考えているのとともに、更に CO2 の排出量を減らすために、電池を作るときから考えられている。

2. 車両カテゴリーと燃料電池開発
○ 車を色々とカテゴリーを分けて考えており、ガソリン車、ハイブリッド車、そして完全電気自動車である。加えて、燃料電池車の開発を考えており、燃料電池の開発に関してトヨタ社と協力関係にある。
○ BMW を運転する人は加速性、パワーを嗜好し、電気自動車を運転する時にも同じだけ走る喜びを持てるかどうか、実際にすごく加速性が良いことが重要で、電気自動車の取組みにはユーザーには非常に満足していただいている。

Ⅱ トヨタ社との協力

1.トヨタ社との協力関係

○ トヨタ社と幅広い協力関係にあり、両社が一緒になって一つの車を開発もしている。特にe-mobility、電気自動車化という技術に関して非常に密接な協力関係にあり、充電技術や車両全体のサステナビリティも大きなテーマである。明９日IAAがオープンするが、ちょうど先ほどIAAの会場で、両社の幹部がこれらのテーマについて意見交換を行った。

2.燃料電池の利点

○ 燃料電池は何が素晴らしいかというと、燃料電池を使うことによって、今までのバッテリーではない技術で、ガソリン車と同じくらいの走行性能を実現できることである。

3.水素エネルギーと再生可能エネルギーの活用

○ 水素を燃料としてエネルギーに使用するということは、社会全体でみるとCO2を出さないため、水素は非常に大事な元素だと考えられる。他方で、再生可能エネルギーであるソーラーエネルギーや風力などは非常に変動しやすく、それを常時使うことが難しい。再生可能エネルギーのエネルギー源は太陽と風と水があり、それらを活用してエネルギーを得る際、水を分解して水素を貯めておいて、必要な時に水素をエネルギーとして利用するという技術に関してもトヨタ社と良好な協力関係にあり、トヨタ社と一緒に仕事ができることを嬉しく思っている。

（質疑応答）

赤羽議員：ドイツ以外の海外の国で、ＢMW車を生産している国はいくつありますか。

ベーレス統括責任者：世界30か国に部品、コンポーネント及び車両製造の工場があります。車両全体の生産工場は15か国です。日本にはありません。日本でご購入いただいている台数は３万5,000から４万台程度です。そのため、日本に生産工場を作るのはちょっと…。

赤羽議員：中国の問題についてです。中国での生産展開にあたり、我が国の製造業からは企業秘密や独自技術の適切な管理体制の確保が課題として挙げられることが多いと聞いております。

ベーレス統括責任者：中国は、多くのヨーロッパ各国や他の国々の自動車産業に自国に参画してもらう政策をとっているという認識です。中国に工場を建ててもらい、中国はそれを学びたいというのがまずあるのだと思います。そこで学んだ技術を使い、世界に打ち出して行こうという流れかと思います。そのような

中で、知的財産の管理については適切な対策を講じています。その上で、中国工場は単に製造を担っているだけで、開発は本社で行っています。そのため、本社にあるノウハウをしっかりと保護していくことが大事かと思います。なお、電池に関しては、現在では、中国と韓国が一番優れた技術を持っています。

赤羽議員：ＢＭＷ ｉＸ３というは素晴らしいと思いますが、コスト的には見合うものなのでしょうか。

ダザー部門スタッフ：コスト的に見合っているかという質問に関してですが、これはチャレンジとしての位置付けです。電気自動車の中で、車全体のコストの40％は電池です。その電池の製造コストの内訳は 80％が原材料です。よって、電池に使う原材料の世界の市場価格がどのように変動するかで、電池そのもののコストが大きく変わってしまいます。だからこそ、ＢＭＷは五つの駆動源をこれからも確保します。ガソリン、ディーゼルカー、ハイブリッドカー、電気自動車、燃料電池車です。

赤羽議員：カーボンニュートラルは地球環境を守るため大変重要だと言われています。個人的にそれが大切だと思っています。私は否定的な意見を述べているのではありません。

ベーレス統括責任者:私たちはパリ協定に適切に合うように仕事をしています。2050年にネットでゼロにしようということで、それに向けていろんな対策を進めます。生産時などのＣＯ２を減らしていくのと同時に、そのほかの対策も進めます。

赤羽議員：私は、米国が行っている関税政策は正しくないと思っています。自国から世界への輸出が増えると思って行っているのだと思いますが、米国自国での生産や販売が増えるとは私は思えません。専門家としてはどう思いますか。

　つまり私が伺いたいのは、関税でハンディキャップを付けても米国の思惑どおりにはならない。車というものは性能に対する評価が大きいのではないかということです。

ベーレス統括責任者：私たちＢＭＷは、他とは比較できないぐらい特別なブランドだという自信があります。米国の消費者が、輸入で関税が課せられて高額になったため、ＢＭＷをやめて米国の他のブランドに変えるとは考えないです。ＢＭＷを評価いただけるお客様はＢＭＷに乗ろうとすると思います。とはいいながら、米国国内にあるＢＭＷの工場で作られた車が占める販売割合が増えてくるだろうと思っております。私たちは非常に幸運なことに多くのＢＭＷファン

を抱えているという認識です。ＢＭＷに乗ろうというお客様は、単なるＡ地点からＢ地点に移動するためだけに車を使うのではなくて、その走り方を楽しむ方たちなのです。

赤羽議員：米国内で生産されているＢＭＷ車の部品の調達状況はどうですか。

ベーレス統括責任者：サウスカロライナ州スパータンバーグにＳＵＶの工場を持っております。ＳＵＶの部品の供給について、ＢＭＷはグローバルに考えています。米国国内での部品メーカーから購入するものもあれば、メキシコ、ヨーロッパから購入するものもあります。

三木議員：明日から始まるＩＡＡ・モビリティはすごく注目されるだろうと思います。ｉＸ３という新しい車などの説明をしていただいて、非常に光栄に思います。私からは、トヨタ社は関税がかかっても、米国で販売する車の価格をそのままにするというふうに聞いています。つまり、関税分は自分で吸収すると聞いております。

ダザー部門スタッフ：おそらくですが、トヨタ社はもうすでに米国に多くの工場を保有している一方、日本から車を米国に輸出するという割合が少ないから可能なのではないでしょうか。

三木議員：確かに米国で多く生産しているから、そのような対応が取れるのだと思います。ＢＭＷは同じように米国の生産も多いようですが、価格はどうするのでしょうか。

ダザー部門スタッフ：先ほど申し上げたように、ＢＭＷは、米国においてはＳＵＶだけ製造しています。他の車種も含め、最終販売価格については、今のこの段階では、売れ行きや関税影響など全体を考慮してこれから決めていく方針です。

山井団長：先ほど赤羽議員の質問に対して、今回の米国の関税政策の影響で、ドイツから輸出するＢＭＷが減って、米国で生産するＢＭＷが増えるのではないかということでした。ドイツ連邦雇用庁によると、今回のトランプ関税の影響で、１年以内に９万人の雇用が失われる可能性があるという資料を読みました。ドイツの自動車産業で９万人ぐらいの雇用が失われる可能性というのはあるのでしょうか。

ベーレス統括責任者：私たちもその資料を読みました。ただ、ＢＭＷに関しては雇用政策の変更はありません。雇用はそのまま維持していく予定です。

山井団長：米国の関税政策によって、ＢＭＷの米国への輸出が減るかも知れないという中で、雇用を維持するとの回答でした。どのような工夫で雇用を維持するのでしょうか。

ベーレス統括責任者：関税影響とおっしゃいますが、全体として、2024 年から 2025 年、ＢＭＷはヨーロッパや米国での売上台数は伸びている実績があります。

赤羽議員：自動運転、無人運転の状況はいかがでしょうか。私は本年５月に北京に行きました。北京ではタクシーとかバスはレベル４で公道において 60㎞ のスピードで走行していました。少し驚きました。

ベーレス統括責任者：人が介在しなくても、機械で自動的なことができて、車を走らせることができるかという中で、ＢＭＷは 40 個のシステムを保有しております。その中で、レベル３の条件付き運転自動化について、運輸省から許可をもらいました。

　レベル４は高度運転自動化になり、運転手が介在しなくて運転できるものです。まずは、タクシーや地方公共交通機関の一部、小型の公共交通の車に実際に導入されていくかも知れません。一般の個人が持っている車には、多分、現在はそこまで必要とされないだろうと感じています。

（2）ドイツ・ベルリン

① 連邦議会パウス予算委員長との意見交換

・日　時　令和７年９月９日（火）13:50～

・対応者　リサ・パウス（Ms. Lisa Paus）
　連邦議会予算委員長（同盟 90／緑の党）
連邦議会予算委員
アンドレアス・マットフェルト（Mr. Andreas Mattfeldt）
　連邦議会予算委員（キリスト教民主同盟／キリスト教社会同盟）（ＣＤＵ／ＣＳＵ）
ミルコ・ハンカー（Mr. Mirco Hanker）
　連邦議会予算委員（ドイツのための選択肢）（ＡｆＤ）
ユルゲン・ケーゲル（Mr. Jürgen Koegel）
　連邦議会予算委員（ドイツのための選択肢）（ＡｆＤ）
トーマス・ラジニスキー（Mr. Thomas Ladzinski）
　連邦議会予算委員（ドイツのための選択肢）（ＡｆＤ）
マーティン・ゲルスター（Mr. Martin Gerster）
　連邦議会予算委員（社会民主党）（ＳＰＤ）
ウヴェ・シュミット（Mr. Uwe Schmidt）
　連邦議会予算委員（社会民主党）（ＳＰＤ）
パウラ・ピヒョッタ（Dr. med. Paula Piechotta）
　連邦議会予算委員（同盟 90／緑の党）

・日本側　山井　和則団長（立憲）　井上　信治議員（自民）
　三木　圭恵議員（維新）　赤羽　一嘉議員（公明）

・概　要

連邦議会内で、連邦議会パウス予算委員長及び予算委員を訪問し、予算審議プロセス等について、特に、予算修正協議等における与野党勢力が均衡する中での合意形成の在り方並びに連邦共和国基本法に基づく「債務ブレーキ」[4]及びその予算審議に与える影響等について、日独における差異も含めて意見交換を行った。また、連邦議会内の施設について、連邦議会予算委員会事務局トーマス・キュルシュナー（Mr. Thomas Kurschner）氏の案内のもと視察した。

意見交換の具体的な概要は、以下のとおりである。

[4] 連邦及び州の予算は原則として借入なしで収支均衡(構造的要素に係る連邦の起債は対ＧＤＰ比 0.35％を上限として許容）を求める財政規律

（挨拶）

パウス委員長：予算委員会の委員長を務めております。本日は多くの同僚も出席しておりますので、代表して皆様にご挨拶申し上げます。

今年は特別な年でして、２月の選挙後に新たな連邦政府が発足したものの、まだ本年度の 2025 年度予算[5]が成立しておりません。そのため、現在、急いで調整を進めているところです。来週には 2025 年度予算を成立させる予定であり、その後、間髪を入れずに 2026 年度予算に向け、私ども予算委員会の作業が始まる見込みです。

本日は、予算及び債務ブレーキについて、私どもと意見交換を行うためにお越しくださったと理解しております。

井上議員：衆議院の調査議員団を代表してご挨拶申し上げます。

先ほど、予算審議が大変多忙な時期であるとのお話がありました。そのような中、私どもの訪問を受け入れていただき、心より感謝申し上げます。

貴国では、政府が提出した予算法案に対し、予算委員会において詳細な議論を踏まえ、多くの修正を行っておられると承知しております。一方、日本では、政府提出予算に対する国会修正はこれまで多くありません。その点で、貴国の制度と実践は、私どもに新たな視点を提供してくださるものと認識しております。

本日は、貴国の予算審議の状況や議会制度について幅広くご意見を伺い、有意義な形で意見交換をさせていただければと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

（連邦議会の状況説明）

パウス委員長：先ほど言及いただきました、予算委員会における修正という点につきましては、まず、与党・キリスト教民主同盟／キリスト教社会同盟（ＣＤＵ／ＣＳＵ）のマットフェルト議員が、是非本日お話ししたいと申し出ています。今回についても、予算に対して 1,500 件の修正が加えられましたが、その点を中心に、同議員から説明させていただきます。

マットフェルト委員：日独の議員間では、日々の業務である予算の作り方や予算執行の方法について、緊密に様々な交流を行っております。

私は 16 年間、予算委員会で活動してまいりました。日独における予算の立て方やそのプロセスは、大きく異なると理解しております。

まず、ドイツでは大まかに申しますと、財務大臣が閣僚との交渉を経て、一

[5] ドイツの予算会計年度は、１月から 12 月

つの大きな予算案を作成します。これを連邦議会に提出しますが、そのまま通ることはありません。議会では、財務大臣の提案に対して、議員が独自のアイデアや削減案を出したり、逆に増額すべき部分を提案したりと、様々な動議を重ねて議論を行います。この点が、日本の制度と大きく異なるところであると考えております。

さらに、もう一つ大きな違いは、ドイツでは基本法中に債務ブレーキが明記されている点です。しかし、皆様もご承知のとおり、ウクライナへの侵略戦争により、貴国も無関係ではなく、また、私ども西側諸国においても他人事ではない状況となっています。このような状況下では、国防費を増額せざるを得ず、結果として債務ブレーキを遵守できない事態となりました。そのため、基本法を改正し、対応できるようにした経緯があります。

現在は、財政的・経済的に容易ではない時期にあり、私どもが直面する課題は非常に大きなものです。これは 2025 年度予算のみならず、2026 年度の予算編成においても同様です。同僚の議員からも後ほど、さらに詳細な説明があるかと思います。

パウス委員長：ドイツ側から、この件について発言を希望される方があと２名おります。まず、緑の党のピヒョッタ委員、そして与党・社会民主党（ＳＰＤ）のゲルスター委員です。

ピヒョッタ委員：約２年前に、日本の国会議員と会計検査のあり方についてお話ししたことがあり、その際にも感じましたが、私どもは日本の予算委員会と緊密な交流が非常に盛んであることを、大変嬉しく思っております。

ドイツ連邦議会の運営方法には類似点が多く、会計検査の仕組みについても日独で非常に似ていることを私どもは認識しております。

また、日独には他にも共通点があり、例えば、30 年物国債の金利が上昇傾向にあることや、政治における合意形成の難しさもあります。一方で、ＧＤＰに対する債務比率については両国で差があります。しかし、日本では国債の多くが国内で保有されており、安定的に運営されている点が特徴的であると思います。

このような政治的状況を踏まえ、私が申し上げたいのは、現在の政治運営が弱いと評価する意図は全くありません。しかし、困難な局面においてこそ、予算委員会が一丸となることが重要であると考えております。超党派で政府の提出した草案に対して議会としての意見をまとめ、声を発信していくことが非常に意義深いと考えております。

ゲルスター委員：議員として 20 年間活動してまいりました。そのうち 12 年間は予算委員会に所属しております。２年前、ピヒョッタ委員とともに、日本を訪問

し、会計検査に関する意見交換を行う機会を得ました。この訪問は非常に有益なものでした。

特に感銘を受けたのは、日本のインフラの整備状況です。鉄道については、予定時刻どおりに到着し、駅名や表示を確認しなくても安心して利用できる点に非常に感動いたしました。我が国の鉄道では遅延が多く、駅構内や施設の環境にも改善の余地が多くあります。また、学校などの公共インフラも手入れが必要な箇所が多く、改善を急ぐ必要があります。

このため、ドイツではこれまでインフラ整備の対応が遅れたと言わざるを得ません。そこで、今後数年間にわたり、重要なインフラ整備に 5,000 億ユーロを投資し、修復と再建を行う計画です。これには国防や住民保護、通信ネットワークなどにも費用がかかります。本来であれば債務ブレーキにより実施が制限される部分がありますが、これを債務ブレーキの枠外として実施できるようにいたしました。

インフラの老朽化や整備不足を国民が目の当たりにすることで、政治や民主主義に対する信頼が揺らいでいる現状があります。これを改善し、信頼を取り戻すことが、現在の政策運営の重要な課題であると認識しております。

（質疑応答）

井上議員：日本もドイツと同様、昨年あたりから多党化が進んでおります。これにより、合意形成が非常に難しくなるということもあります。

日本では、予算の修正について、与党が野党各党と個別に協議し、案件ごとに野党の一部を巻き込み、少数与党でも多数派を形成して合意を得るというパターンで対応してまいりました。

そこでお伺いしたいのですが、ドイツの場合はどのような形で予算修正や合意形成を行っているのでしょうか。与野党が一致して多数で賛成する形なのか、それとも日本のように案件ごとに合意を形成する方法をとっているのか、その点について教えていただけますでしょうか。

パウス委員長：私から最初に説明をさせていただき、その後、マットフェルト委員から補足していただきます。

私は現在、委員長を務めておりますが、実は野党所属であります。前の政権下では連邦家族・高齢者・女性・青少年大臣（2022～2025 年）を務めておりましたので、マットフェルト委員とは状況が逆になります。

まず、予算編成のプロセスについてご説明いたします。政府は、翌年度の会計年度に向けた予算草案を７月までに作成し、同月中に閣議決定いたします。ここまでは、政府内、つまり行政のみで行う作業となります。

予算草案を作成する際、財務大臣は与党内の各閣僚と協議を行いますが、この話し合いはあくまで与党内のものです。その後、作成された予算草案が連邦

議会に提出されます。ここから予算委員会の仕事が本格的に始まります。

各省庁が作成した予算案には、「来年度はこうしたい」という計画が含まれており、それぞれの省庁に対して、予算委員会の担当議員が報告者として割り当てられます。報告者の議員は主にその省庁とやり取りを行い、得られた情報を持ち帰ります。その後、すべての報告者が集まり、協議を重ねて予算案を作り上げていくという形で、議会内での予算審議が進められます。

井上議員：報告者というのは、与野党それぞれにいるわけですか。

パウス委員長：現在、連邦議会には五つの党が院内会派として存在しております。そのため、各省庁の予算については、各会派から１名ずつ、計５名が報告者として割り当てられます。一つの省について５名の報告者が担当し、各省庁が作成した予算計画をページごとに確認していきます。全ての項目について批判的にチェックを行います。ドイツには首相府と 16 省があります。

その後、各報告者が持ち帰った内容を、予算委員会全体の 42 名の議員で再度精査します。そして、修正や変更が必要な箇所について一つひとつ決議を行い、最終的に委員会として取りまとめた予算案（修正案）を、予算委員会として承認した上で、本会議に提出します。

ただいま、ドイツのための選択肢（ＡｆｄＡｆｄ）の議員から発言希望がありましたので、ハンカー委員からご発言いただきます。

ハンカー委員：私は、ドイツ連邦議会で最大の野党であるＡｆＤから出席しております。前回の選挙では、私どもは 20.8%の得票を得て、連邦議会議員の約４分の１を占めております。

先ほど、予算に対する修正動議が 1,500 件程度あったとお話がありましたが、そのうち約 1,000 件は、私どもＡｆＤが提出したものです。

日独には共通点が多くあります。特に、人口動態、すなわち少子高齢化の問題については、日本もドイツも非常に似た課題を抱えております。しかし、日本の対応方法は素晴らしいものがあると感じております。テクノロジーやロボティクス、イノベーションを積極的に活用し、少子高齢化の課題克服に取り組んでいる点は、ドイツの現状とは大きく異なります。

日独はいずれも経済的に高度に発展した国であり、このことは非常に喜ばしいことです。日本のようにテクノロジーに対してオープンな姿勢を、ドイツにももっと取り入れることが望ましいと考えております。

マットフェルト委員：ここでは、野党と与党、すなわち政権を担う党との間で、どのような交渉が行われるのかについてご説明いたします。私どもは連立政権を構成しており、与党で政権を担っているＳＰＤとも密接に交渉を行い、合意形

成を進めなければなりません。民主主義の制度の中でこのような交渉を行うことは容易ではなく、意見が対立することもあります。しかし、これまではこのような課題をうまく克服してまいりましたし、今後も可能であると確信しております。

政権を担う党としては、良い予算を作り、政策を実行することが重要です。しかし、それを自分たちだけのアイデアで行うのではなく、野党の意見も取り入れる必要があります。例えば、ピヒョッタ委員の緑の党がある課題を重要と考える場合、緑の党と私たちで詳しく話し合いをするということはしばしばあります。

実際にどのように行われるかといいますと、例えば、緑の党のピヒョッタ委員が「これは重要だ」と考える事項があれば、まず私のところに相談に来ます。「アンドレアスさん、この問題は私たちにとって非常に重要ですが、私の見立てではＣＤＵ／ＣＳＵなどでも、多数賛成を得られるかもしれません」といった形で持ちかけてくるわけです。

その場合、私は「なるほど」と考え、連立を組むＳＰＤとの中で全体として多数を確保できる状況に持ち込めるのであれば、それを実現するよう調整を行う、というプロセスになります。

ピヒョッタ委員：予算委員会は、政府の予算執行に対しても監督、チェックする役割を担っております。つまり、議会は政府と対峙する立場にあるということです。そのため、連立与党側の委員から政府に対して厳しい意見が出ることも当然あり得ます。

このようなフィードバックを効果的に行うためには、予算委員会のメンバー間で個人的な理解や信頼関係が構築されていることが非常に重要です。メンバー同士の関係が良好であり、一丸となって議会として政府に対峙できることが、予算委員会の役割を果たす上で不可欠であると考えております。

井上議員：与党から修正を出すこともあるということですか。

パウス委員長：そのようなことは沢山あります。ドイツでは、予算委員会というのは特別な委員会という位置付けです。様々な委員会の中でも、議会の王冠をかぶっていると言われ、議会の一番大事なコアの委員会であり、それだけの権利を付与されているのだというふうに理解されています。

赤羽議員：７月の原案が出てから審議を始めて、大変な作業量だと思いますが、どのくらい時間がかかるのでしょうか。

パウス委員長：例年は、９月頃から本格的に審議に入り、11 月頃までに予算委員会

として取りまとめが終わるようにしています。政府の草案が出てから予算委員会で全部審議されて、修正の動議が加えられて、出ていくまでの間に、私たちの手でシフトした金額は5,000億ユーロでした。

山井団長：与野党で財源も探すのでしょうか。

マットフェルト委員：もちろんです。予算委員会として「これは重要で、必ず盛り込みたい」と考える事項を加える場合には、中立的な形で行う必要があります。これは不文律のようなルールとして理解されており、同時に他の部分を削減する必要があることも当然です。追加する分の財源は、どこかから捻出しなければなりません。

パウス委員長：非常に有意義な意見交換の時間をいただいていますが、そろそろ終了しなければなりません。ここで、ＡｆＤのラジニスキー委員及びＳＰＤのゲルスター委員が簡潔に発言したいとの希望があるので、させていただいてよろしいでしょうか。

ラジニスキー委員：このような良い交流ができ、非常に実りの多い議論となったことに、私自身も大変うれしく思っているということです。残念ながら、次の予定が控えておりますので、これで失礼させていただきます。それだけを申し上げたかった次第です。ありがとうございました。

ゲルスター委員：先ほどのご質問をわかりやすく説明するために、私どもの政権を担う政党の側から、議会として「このような変更を予算草案に加えてほしい」という提案が出されることがある、という点です。

　例えば一つの例として、連邦内務省の管轄分野で、住民を守るための各種措置を更に強化すべきだと考えました。加えて、連邦刑事局においては、ＶＩＰを護衛するための特殊車両が必要であり、普通の車両では対応できないため、防弾ガラスを装備した車両など、必要台数を増やすべきだという考えから、私どもはこれらを予算に盛り込みました。

　しかし、追加する費用はどこかから捻出しなければなりません。そのため、関係者全員で「どこからいくら使えるか」を検討し、最終的に財源の帳尻を合わせてから、修正動議を提出することになります。

　本日は皆様にお越しいただき、良い会談となりましたことを大変うれしく思っております。ありがとうございました。

（挨拶）

井上議員：時間が限られておりましたけれども、非常に有意義で、いろいろなご意見をいただきました。本当にありがとうございました。

パウス委員長：私からもお礼を申し上げます。既に議会の会期が始まっており、皆それぞれ次の予定が入っておりまして、大変申し訳ございません。本当に素晴らしいお話し合いができているのに残念ではございますが、またこのような交流を継続させていただければ、大変幸甚に存じます。

民主主義は協調して共に取り組んでいくことが不可欠ですので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。皆様のご滞在が良いものとなりますことをお祈り申し上げます。

② 連邦財務省ローデ政務次官との意見交換

・日　時　令和７年９月９日（火）15:45～
・対応者　デニス・ローデ（Mr. Dennis Rohde）
　　連邦財務省政務次官
　　他　連邦財務省関係部署職員（Ｅ局、Ⅱ局等）

・日本側　山井　和則団長（立憲）　井上　信治議員（自民）
　　三木　圭恵議員（維新）　赤羽　一嘉議員（公明）
・概　要

連邦財務省ローデ財務政務次官を訪問し、経済・財政政策について、特に、公共投資、防衛支出の拡大と財政規律の在り方及び政府と議会との関係性等について意見交換を行った。

意見交換の具体的な概要は、以下のとおりである。

（挨拶）

ローデ政務次官：本日は、ようこそドイツ連邦財務省へお越しくださいました。先生方には、まさに極めて重要な時期にお越しいただいたことを嬉しく思います。何しろ、ようやく本年度の予算案が予算委員会を通過し、本会議での審議にかかるところだからです。

本年度は、実に特別な状況が続いてまいりました。まず、前政権が崩壊し、その後２月に選挙が実施され、新しい政権がようやく樹立されました。その結果、９か月に及ぶ暫定予算を編成しなければならないこととなりました。これは前例のない、極めて稀な事態です。

かかる状況の中、本日こうして日本の予算委員会の皆様方をお迎えできることを、大変光栄に存じます。

井上議員：調査議員団を代表いたしまして、ご挨拶申し上げます。ローデ政務次官をはじめ、連邦財務省の皆様には、ご多忙の中、私どもの訪問をお受けいただき、心より感謝申し上げます。

貴国では、本年３月の基本法改正により、名目ＧＤＰ比で１％を超える防衛費及びインフラ投資のための特別基金が、いわゆる債務ブレーキの適用対象外とされ、借入れにより賄うことが可能となり、７月にはそれらを含めた 2026 年の予算案が閣議決定されたと承知しております。

我が国では、2025 年度当初予算における公債依存度が約 25%となっており、委員会審査の場でも繰り返し議論の対象となっています。その点で、貴国の制度とその運用の実例は、私どもに新たな視点を与えてくださるものと認識しております。

（質疑応答）

井上議員：日本でも近年、多党化が急速に進んでおり、また、昨年からは与党が少数となってしまいました。そうなりますと、どうしても各党は国民にとって耳当たりの良い政策を並べる一方で、財源については歳出圧力が非常に高まり、財政当局が大変苦労している状況にあります。

ドイツにおいても、多党化という点では同様の状況にあると考えられますが、このような歳出圧力の高まりに対して、どのような対応を取られているのでしょうか。債務ブレーキの適用対象外という制度については承知しておりますが、その点を含めてご説明いただけますでしょうか。

ローデ政務次官：傾向としては、貴国とドイツは類似した点があると思います。既に前回の連邦議会選挙でも見られたことですが、多くの党が「ここにも、ここにも、ここにもお金を出したい」と主張する一方で、その財源をどこに求めるのかについてはあまり言及せず、たとえ言及したとしても、それによって必要な歳出を賄える規模や、他分野の緊縮と十分に釣り合う規模とは到底言えない状況でした。

その際、どの程度の債務レベルであれば持続可能に対応できるのかについては、あまり真剣に検討されていなかった面があると思います。

2009 年に基本法が改正され、そこで債務ブレーキの規定が導入されましたが、これは非常に厳格な債務上限を設定するものでした。

すなわち、新規借入額をＧＤＰ比 0.35％以内に抑制するというものです。危機など極めて例外的な事態が生じた場合には、柔軟な運用も許容されていますが、そのような厳しい枠組みのもとで予算運営を続けてきた結果、ドイツではインフラなどに十分な投資ができない状況が生じていました。鉄道、アウトバーン（高速道路網）など、重要なインフラについても十分な維持管理、更新が行われないまま、今日に至っていたのです。

そうした中、安全保障上の重大な課題が顕在化いたしました。ロシアによるウクライナ侵攻により、安全保障上の危機が急速に高まったのです。そのため、2025 年初頭に基本法を改正いたしました。この改正において、国防費のうち名目ＧＤＰ比１％を超える部分については 0.35％の債務ブレーキの制約を受けないものとし、インフラ整備についても 5,000 億ユーロを拠出することが可能となる制度を設けました。これにより、これまで後回しにされてきた分野について補っていくことができるようになります。同時に、例外的な条項を設け、支出が不可欠な分野については予算配分が可能となるよう制度を整備したのです。

他方、それ以外の多くの分野には、従来どおり債務ブレーキが適用され続けます。来年度の予算案を見ましても、実は歳出が歳入を上回る赤字構造となっ

ており、国防費などを除いたとしても、0.35％という債務ブレーキの制約内に収まっておりません。

なお、クリングバイル財務大臣からは、皆様方にくれぐれもよろしくとの伝言を預かっております。また、大臣からは、歳入歳出を考える際にはタブーはないとして、歳出をできるだけ抑制しつつ、歳入を増やすための方策について、あらゆるアイデアを出しなさいと言われております。

赤羽議員：私は与党の一員として、2019 年から２年間、国土交通大臣を務めておりました。

約 10 年前の 2010 年頃、日本では公共事業が「無駄の象徴」と批判され、政権交代が実現した時期がありました。当時、政権に就いたのは、公共事業の費用を削減し、その分を子育て支援などに振り向けるべきだと主張した政党でした。

ところが、それから 10 年以上が経過した近年、自然災害が極めて頻繁に発生していること、そして日本のインフラの老朽化が著しく進行していることなどから、公共事業の必要性が改めて見直されるようになりました。その結果、今年までの８年間で 23 兆円、来年度からの５年間で 20 兆円の公共事業を計画的に実施する新たな制度を構築いたしました。

一方で、我が国では少子高齢化が急速に進展しているため、高齢者に対する社会保障の充実や子育て支援など、公共事業以外にも手当てしなければならない予算項目が多数存在します。これらを限られた予算額の中に収めることは、現状では極めて困難です。この課題は、与党が過半数を有していた時代でも容易ではありませんでしたが、昨年の秋に衆議院で、本年の夏には参議院でも、両院とも少数与党となりました。この状況は大変厳しく、今後どのように対応すべきかについて途方に暮れているのが正直なところです。

こうした課題への対応策を探るため、今回、予算委員会としてドイツに視察に参りました。言い換えれば、これまでの日本では、政府与党が作成した予算原案は、ほぼそのまま可決されるのが常識でしたが、昨年秋以降はそれが通用しなくなりました。どこをどのように修正するかについて野党と協議を行う必要が生じていますが、各党とも主張が強く、財政規律をどのように維持していくか、大変頭を悩ませているところです。

ローデ政務次官：今お伺いした状況は、私どもの状況と非常によく似ていると感じながら拝聴しておりました。ドイツが直面し対応を求められる課題としても、少子高齢化に加え、気候変動対策が極めて重要であり、投資が必要となっています。その意味でも、貴国が抱えるご苦労と多くの共通点があると感じました。

同時に、公共事業に関しては、過去に本来必要であった投資を十分に行ってこなかったことが、現在の状況を招いています。かつては、「あなたはドイツ鉄

道のようにきちんと仕事をしてくれますね」という表現が褒め言葉でしたが、今では「ドイツ鉄道のようですね」と言うと、「馬鹿にするんじゃない」と怒ってしまうような状況になっています。

日本とやや異なる点として、ドイツでは二つの大政党による連立政権によって多数となっていることが挙げられます。その一方で、議会は予算作成に関して極めて大きな権限を有しており、政府が予算草案を提出すると、議会では徹夜で大幅な修正作業が行われ、その後、その修正案が再び議会にかけられるというプロセスを経ます。

私としては、ドイツの経験の中から、皆様のお役に立つヒントを少しでも提供できればと考えております。ドイツでは、一般会計から切り離して運用する三つの大きな柱を設けました。一つ目が気候保護のための基金制度、二つ目が5,000億ユーロ規模のインフラ整備のための基金制度、三つ目が国防予算です。これらは基本法の改正によって初めて可能になった枠組みで、いずれも債務ブレーキを緩和する仕組みとなります。

もっとも、基本法の改正は容易ではなく、議会の３分の２の賛成が必要となるため、野党の賛成も不可欠です。与党も野党も、こうした公共投資がいかに必要不可欠であるかを理解していたからこそ、広範なコンセンサスが形成されたのだと考えます。

井上議員：先ほど、連邦議会予算委員会の皆様とも議論をさせていただきましたが、政務次官がおっしゃったように、議会が非常に大きな権限を有しているとのことでした。議会側としては、例えば歳出増を要求するのであれば、自分たちで財源を確保しなければ修正はできないと説明しておられました。これは、基本法及び債務ブレーキの制度が存在するからこそ、財政規律が担保されているという理解でよろしいでしょうか。

ローデ政務次官：おっしゃるとおりです。基本法に明記された債務ブレーキの規定が、意識されているということです。現在の状況を見ますと、政府が提出する予算草案の段階で、新規借入額はすでに法律の定める上限割合ぎりぎりで計画されており、それ以上は借り入れられないという前提で政府草案が議会に回ってきます。

予算委員会で審議が行われ、「この分野にはもう少し歳出した方がよい」という結論に至った場合、予算委員たちは、既に新規借入の余地がないことを理解していますので、別のどこかから何とか財源を見つけてくるしかないというメカニズムが、共有されているのです。

先ほど申し上げたような、新規借入額が上限ぎりぎりまで計画されている状況は、常に存在してきたわけではありません。経済情勢が良好で財政に余裕があった時期には、そこまで借入れを必要としない政府草案が提出されることも

ありました。しかし、そのような時期であっても、議会側から「もっと借りた方がよい」と主張する声は上がりませんでした。それは、議員としての名誉に関わる問題だと受け止められていたのだと思います。

三木議員：日本では、例えば、災害が発生した場合には補正予算を編成して被災地を支援し、経済が悪化した場合には、全国民を対象とした一律給付金の支給が行われることがあります。ドイツでは、そのような対応は行われないのでしょうか。災害が発生した場合、どのように対応されているのかをお聞かせください。また、2009 年に債務ブレーキが導入されたきっかけや背景についてもご説明いただければと思います。さらに、ドイツにおける連邦政府と州政府、すなわち国と地方の財政関係の構造についても教えていただけますでしょうか。

ローデ政務次官：まず、突発的な自然災害など、予測困難な事態が発生した場合の対応についてです。この場合、二つの対応の可能性があります。

第一に、必要となる歳出規模の見通しが比較的限定的である場合には、補正予算を編成します。ただし、その際には他の予算項目から財源を捻出して振り向けることになり、新たに借入れを行うのではなく、他分野の予算を削減して対応することになります。

第二に、2021 年に発生した大規模な自然災害のように、極めて多額の歳出が必要となる場合には、その案件に限定して債務ブレーキの適用を一時的に停止することが可能です。ただし、そのためには議会における過半数の賛成が必要となります。また、その決定には十分な根拠が求められ、最終的には連邦憲法裁判所においてその合憲性について司法審査を受ける可能性もあります。

次に、債務ブレーキが 2009 年に導入された経緯についてですが、その当時、私はまだ議員ではなく、2013 年に初めて連邦議会議員となりましたので、当時の詳細な経緯を直接知る立場にはありません。しかし、時代の精神に見合う規則だったのだと私は理解しており、「自分たちが現在保有している資源の範囲内でやりなさい」という考え方であり、次世代に財政的負担を残してはならないという精神が、非常に強かったのだと思います。

しかし、現在の状況を見ると、負債の形では次世代に負担を残していないかもしれませんが、インフラが十分機能していないという形で負担を残しているとも言えます。その点を是正しようとしているのが現状です。

最後に、連邦と州の財政関係についてです。債務ブレーキ導入後、連邦と州の関係は大きく変化しました。ドイツには 16 の州がありますが、州は連邦と異なり、新規借入れを認められていません。つまり、債務ブレーキの下では、州は基本的に新たな借入れを行わずに運営していかなければならないという、非常に厳しい制約を受けた結果、連邦から州への税源移譲が大きく増加することとなりました。

全体の税収の状況を俯瞰しますと、16 州全体の税収の総額の方が、連邦政府の取り分よりも多いという状況が生じていました。今回の基本法改正により、連邦だけでなく州も、自主的に 0.35％までの新規借入れを行うことが可能となります。私たちとしては、今後、連邦政府への税収が増加することを期待しておりますが、それは非常にほのかな望みです。その理由は、連邦から州への税源移譲、すなわち、どれだけの税収がどの州に行くのかという点については、既に立法措置されており、元に戻すには新たな立法措置が必要となります。ドイツは二院制を採用していますが、連邦参議院は州政府の代表によって構成されているため、そのような法案は、現実には通らないだろうと考えられるからです。

山井団長：財源について伺います。5,000 億ユーロのインフラ整備基金や、国防費増額のための財源は、借入れによるものなのでしょうか。それとも、他の予算を削減して捻出するのでしょうか。また、必要な財源は一時的な、いわゆるワンショットの財源なのか、それとも恒久財源なのか、その点についてお聞かせください。

ローデ政務次官：まず、5,000 億ユーロのインフラ整備基金についてですが、これは特別資産として一般会計とは切り離された独立の会計です。つまり、独自に国債の発行が可能であり、かつ、全くの別会計となるため 100％国債発行によって手当てされることになります。この基金を活用して、12 年間にわたり大規模なインフラ整備を実施することとしており、12 年が経過すると基金は役割を終えます。その時点で、インフラ整備が完了となり、その後のインフラ整備については、一般会計に戻して対応することが予定されています。

一方で国防費については、基金とはやや異なる取り扱いとなります。国防費は、国防省あるいは連邦軍の予算として、一般会計に組み込まれたまま扱われます。ただし、国防費のうち名目ＧＤＰ比１％を超える部分については、債務ブレーキの適用対象から除外されます。

その際、ＧＤＰ比１％以下の部分については、他の省庁の予算と同様に、厳格な予算編成ルールの下で緊縮が求められ、既存の歳入の範囲内で財源を確保するメカニズムに組み込まれていますが、１％を超える部分については国債発行によって資金調達を行うことが可能となるということです。

このような制度設計には背景があります。長年、冷戦終結後の平和の恩恵を享受してきたドイツは、国防分野への投資を十分には行ってこなかったという事情があります。しかし、現在のような安全保障環境になったことを踏まえ、ＮＡＴＯにおいては加盟国がいずれも国防費を増額すべきであるとの合意が形成されました。従来の厳格な債務ブレーキの枠内にある一般会計の中だけで、これを実現することは不可能であり、大きな亀裂を生むことにもなりかねませ

ん。そのため、こうした特別な枠組みを設けることが必要となったのです。

山井団長：国債を発行するということは、先ほどお話のあった「次世代への負担」を残すことになるのではないでしょうか。

ローデ政務次官：もちろん、ドイツにおいても、次世代に負担を残すことになるのではないかという議論があり、今も続いています。ただ、ここで考えなければならないのは、私たちが直面している選択肢の中身です。すなわち、次世代に金銭的な負担を残すのか、それとも自ら守ることのできない自分の国を残すのか、あるいは、機能しないインフラしかない国を残すのか、という選択です。

そうした選択肢を考慮し、ドイツは、後者はとらないという選択をしたわけです。加えて、現時点において、ドイツの国債残高はＧＤＰ比で約 70％となっており、まだ一定の余裕が残されているということでもあります。

井上議員：今の点に関しては、増税という選択肢もあり得るのではないかと思います。その場合は、現役世代の負担となりますが、そのような選択肢については検討されなかったのでしょうか。

ローデ政務次官：もちろん、増税という選択肢もあり得るという点については、ドイツ国内でも議論があります。ただし、現下の景気が良くないというところで、そのような状況の中で、果たして増税という政策手段を現実に用いることができるのかという点では、今は使いにくいというのが正直なところです。

私は社会民主党（ＳＰＤ）の議員ですが、ＳＰＤとしては税の公平性を極めて重視しており、とりわけ高所得者層を対象とした増税については、考えられなくはないものです。私は十分に考えてしかるべきとは思いますが、現在連立を組んでいるもう一つのキリスト教民主同盟／キリスト教社会同盟（ＣＤＵ／ＣＳＵ）は、そのような増税に否定的であり、そのため現実には実現が難しい状況にあります。

加えて、世代間の公平という観点から、もう一点申し上げたいことがあります。ドイツに存在するインフラの多くは、第二次世界大戦により国土が大きく荒廃した後の復興過程で整備されたものです。これらのインフラは、概ね 50 年から 60 年のライフサイクル、耐用年数を前提として整備されてきたものです。したがって、現在その耐用年数が終わりに近づいているインフラが非常に多いのが実情です。

今ここで相応の資金を投入し、インフラの維持修繕、更新を行えば、今後 50 年、60 年にわたって次の世代にとって有用な資産となり、安全の担保となるものです。

赤羽議員：財源が確保できなければ新しい予算ができないというメカニズムは素晴らしいのですが、他方で、予算委員会がある分野の予算を削減することを決めた場合、その分野を所管する担当大臣は黙っていないのではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。日本では、このようなことはなかなか想像しにくい状況です。

ローデ政務次官：各大臣は、予算委員会に対して２回出席し、実際に直接議論を行うことになっています。大臣の中には、非常に不幸な顔つきで部屋を出て行かれる方もいます。

赤羽議員：それだけ、予算委員会に強い権威があるということなのでしょうか。

ローデ政務次官：そのとおりです。議会制民主主義の制度の中で、最強の機構が連邦議会予算委員会だと考えています。なぜなら、いくらの予算をどこに使うのかを決められるのですから。そして、実際に適切に使われているかにも目を光らせている、極めて強い「sword（剣）」を持った人たちです。

赤羽議員：財務大臣と予算委員会が対立した場合には、どのようなことになるのでしょうか。

ローデ政務次官：実は、私はかつて５年間、予算委員会の筆頭理事（スポークスパーソン）を務めたことがあります。当時は、政府と対峙する側にいたわけですが、そのときの経験と現在の財務省側の経験の双方から言えることは、おそらく全ての省庁の中で、連邦財務省が最も強く、大臣と予算委員会が正面から対立しないようにうまくやっていくという機運を持っているところだと思います。

私の知る限り、財務大臣と予算委員会が対立に陥ったという事例は聞いたことがありません。予算委員たちは皆、極めて強い責任感をもっており、そのことは財務大臣も十分に理解しています。

また、連邦財務省の所管する予算項目の中であって、関税局の予算については削ることができないわけです。なぜなら、その職務内容が定められており、他の機関に口出しすることなどができないので、そのようなカットできない項目というのが財務省には結構あります。

山井団長：やや申し上げにくい点ではありますが、日本では、与党と政府が事前に協議調整を行う「事前審査」という慣行があります。ドイツの場合、与党と政府が事前にすり合わせたものを予算として提出するのでしょうか。それとも、事前の擦り合わせを行わず、政府が独自に予算案を提出し、その後に与党側から修正が求められるというプロセスなのでしょうか。日本では与党と政府が事

前のすり合わせを行っておりますので、与党は国会提出後の予算に対して修正を通常求めません。

ローデ政務次官：ドイツの場合は、後者にあたります。行政府と立法府の間の権力分立が極めて厳格に維持されているため、政府が予算草案を作成する段階では、専ら連邦財務大臣をはじめとする財務省と、他の大臣、各省庁との間でのみ折衝が行われます。この段階では、議会との協議は一切行われず政府草案が作成されます。

もちろん、メディア報道等を通じて「来年度の予算はこのような方向になりそうだ、大変だぞ」といった情報が流れれば、民主主義の枠組みの中で、誰々と政治家が話をすることはありますが、それは通常ではありません。

政府草案が正式に議会に提出されて初めて、議会が本格的に関与することになりますので、当然のことながら、与党の議員であっても、大きくものを言って修正していくことは可能となっています。これは、三権分立のうち司法を除いた立法と行政の権利と分立の表れであると理解していただければと思います。

③ ベルリン市内（ナチス関連施設等歴史、移民関係視察）

・日　時　令和７年９月９日（火）16:45～

・議員団　山井　和則団長（立憲）　井上　信治議員（自民）
　　三木　圭恵議員（維新）　赤羽　一嘉議員（公明）

・概　要

ベルリン中心部の歴史的施設等を訪問し、ナチ体制下の国家暴力、冷戦期の分断、統一後の復興、そして現在の多文化社会に至るまで、歴史や移民等の実相がわかるよう、現地在住の中村真人氏（「ベルリンガイドブック」の著者）の案内で現地視察を行った。

視察箇所の概要は、以下のとおりである。（視察箇所は時系列で並び替えた。）

各視察地点の解説

Ⅰ.破壊:国家暴力が制度になる過程

1.テロのトポグラフィー

この場所は、1933 年から 1945 年まで、ナチ体制の治安と警察機構の中枢が集まっていた敷地である。旧プリンツ＝アルブレヒト通り８番地にはゲシュタポ(秘密国家警察)の本部が置かれ、その隣にはSS(親衛隊)全国指導者の参謀本部があった。1939 年以降は、ナチ党とSS の情報機関である SD(親衛隊保安部)と、ゲシュタポと刑事警察を束ねた保安警察(シポ)を統括する RSHA(国家保安本部)もこの一帯に置かれ、これらの機関が同じ司令部の指揮系統のもとで運用されていた。

1933 年 2 月 27 日に国会議事堂放火事件が発生し、翌 28 日に大統領緊急令が発令された。この緊急令により、ワイマール憲法が保障していた基本的人権が停止された。この緊急令は終戦まで解除されず、憲法停止状態が 12 年間続いた。プロイセン州で設立されたゲシュタポは、地下牢に反対派の社会主義者や共産主義者を拘禁するようになり、令状なしの逮捕と裁判なしの拘禁が行政措置として行えるようになった。1936 年、ヒムラーが全ドイツ警察長官に就任すると、警察権は完全に SS の掌握下に置かれた。

常設展「テロのトポグラフィー:ゲシュタポ、SS、国家保安本部」は 800 平方メートルの展示空間で、第三帝国における SS と警察の中枢機関と、彼らがヨーロッパ各地で行った犯罪を扱っている。展示は歴史写真を中心に構成され、短い導入文と引用文が添えられ、各パネルの下段には主題別に整理された文書複製が配置されている。展示は複数章で構成され、権力掌握の過程、恐怖機関の形成、国内での迫害、占領地での犯罪、戦争末期から戦後までを時系列で追っている。なお、「テロのトポグラフィー」は、国家テロ行為の地勢(地形図)との意味だろうとのこと。

第二次大戦が始まってからのホロコーストの実質的な実務管理に当たったのは、この SS と国家保安本部である。1942 年 1 月 20 日のワンゼー会議では、「ユダヤ人最終解決」の実行方法が決定され、アドルフ・アイヒマンが議事録を作成した。展示ではユダヤ人強制輸送の記録、殺戮部隊(アインザッツグルッペン)による現地虐殺の記録写真のほか、当事者の日記

と証言も展示されている。

この敷地は戦後、建物が爆撃で破壊され、1950 年代に廃墟は爆破撤去された。1961 年以降はベルリンの壁により「西ベルリンの端」となり、長く空白域化していた。1980 年代に入り、歴史家や市民団体が「恐怖の中枢が都市から消去されている」ことを問題視し、1987 年に野外展示が開始された。1989 年に委員会が設置され、2010 年にドキュメンテーション・センターとして正式に開館した。記念館の開館までの遅さは、ドイツでさえもが自国の犯罪史と本格的に向き合うのに終戦から 65 年を要したことを示している。この過程は当事者世代の高齢化と世代交代によって初めて可能になったとされる。

2. 総統地下壕(Führerbunker)

1945 年 4 月 30 日、ヒトラーはベルリン中心部、旧総統官邸の地下に建設された司令部(地下壕)で自殺した。この地下壕は、敗戦が確実となった最終段階まで使用されていた。

地下壕は 2 段階で建設された。第一段階(1935 年)は避難施設で、壁の厚さ 1.6 メートル、コンクリート屋根 2 メートル。第二段階(1942 年)は、ベルリンへの空爆に対応するため隣接する形で建設され、壁の厚さ 3.5 メートル、屋根の厚さ 4.5 メートルの要塞級の施設となった。1945 年 1 月半ば、東からソビエト赤軍が接近する中で、ヒトラーはここに移動し、約 4 か月間、ゲッペルスなどごく一部の側近とともに過ごした。この時の状況は映画「ヒトラー最後の 12 日間」に詳細に描かれている。

4 月 28～29 日の真夜中、ヒトラーはエヴァ・ブラウンと秘密裏に婚姻し、4 月 30 日午後に最後の食事をした後に自殺した。彼はムッソリーニが数日前に死後辱められた事例を見たため、遺体をガソリンで焼却するよう指示したとされる。

戦後、地下壕はソビエト軍により爆破、封鎖された。地上部分は爆破撤去されたが、地下の部分はあまりに頑丈だったため完全な破壊ができず、そのまま埋められた。東西分裂後、この一帯は東ベルリンに属した。統一後も記念碑化を避けるため、長い間秘匿され、2006 年になり地上には簡素な案内板のみが設置されものの、施設としての整備は行われていない。現在は駐車場と集合住宅の一画となっており、地上には木が植えられている。案内板には地下壕の位置と基本的な事実が記されているが、展示や観光対応は行われていない。しかし、盛んにガイドツアーが行われており、世界中から見学に来ている。

Ⅱ. 分断:装置としての分断

3. チェックポイント・チャーリー

チェックポイント・チャーリーは、1961 年から 1990 年まで、東西ベルリンの境界(フリードリヒ通り)に設置されていた木造の検問所である。チェックポイントが A、B、C と三つあり、チェックポイント「C」から来たコードネームが「チャーリー」である。

検問所の通行資格は外国人・外交官・連合国軍人のみだったが、詳細はより複雑であった。壁ができる前は往来ができたので、西側に住んでいても仕事場が東側にあるとか、その逆もあって、実際には比較的往来はできていたとのこと。西側から東側に行く人はまずいなかったが、例えば、親戚が東側にいる場合、西側の人は申請さえすれば東側に行って家族に会う

ことができた。一方、東側の人は西側に行く自由がなかった。そもそも、壁は東側が、労働力として西側への流出を防ぐためにつくったとされ、60 歳を超えると西側に行く自由があった。つまり、60 歳になると労働力ではないこと、西ドイツが年金を払うことになるからとの理由とされる。

1961 年 10 月、壁が作られて約 2 か月後、ここでアメリカとソビエトの戦車が向き合い、対峙し、非常に危機的な状況にあった。双方の戦車が砲身を向け合い、数日間にわたり緊張状態が続いた。この事件は、冷戦が「熱い戦争」に転じる可能性を示した象徴的な出来事として記録されている。

1990 年の統一後、検問所は撤去されたが、復元された。現在、検問所周辺には統一までの経緯についての写真展示と解説があり、分断期の境界管理、脱出の試み、米ソ対峙の記録などが示されている。展示は屋外に設置され、通行資格・検問・監視といった、分断の装置が具体的な運用として実装されていた様子を伝えており、現在は、観光名所化している。

4. ベルリンの壁

ベルリンの壁は 1961 年 8 月 13 日未明、突如として建設が開始された。東ドイツ政府は、特に 10 代、20 代の若者が次々と国を離れることに危機感を抱き、物理的に逃げられないようにするため壁を作ることを決定した。最初は警備兵が人々の往来を防ぎ、やがて有刺鉄線が張られ、最終的に堅固なコンクリート壁になった。西ベルリン（当時の住民約 200 万人）を完全に囲むため、全長は約 150 キロに及んだ。

壁は一枚だけではなく二重構造になっていた。東側の壁から西側の壁までの間が死の地帯で、その間を通っている人は射殺される可能性があった。壁の高さはだいたい 3.6 メートル。監視塔が約 50 メートル間隔で配置されており、24 時間態勢で常に 2 人の監視員がいた。1 人だと西側に逃げる可能性があるため、お互いを監視させていた。一枚目の壁を越えても、触れるとブザーが鳴るセンサーフェンスがあり、監視塔に情報が行くようになっていた。この壁を越えても砂地になっていたので、夜でも赤外線ライトが照らされて、人がいたら目立つようになっていた。

こうした多重構造により、壁は東側からの脱出を防ぐための複雑なものとなっていた。いきなり殺すということはなかったと思われるが、最初は警告の意味で銃撃され、それでも逃げようとしたら撃たれる可能性があったとされる。壁を越えようとして成功した逃亡者もいるが、こういう場所で射殺された方が約 150 人から 200 人ぐらいいると言われている。東側は「反ファシズム防壁」、西側は「自由への障壁」と呼び、冷戦の象徴となった。1989 年 11 月 9 日に崩壊した。

テロのトポグラフィー敷地の沿いには約 200 メートルの壁が保存されている。この区画は、ナチ時代の恐怖政治の中枢があった場所のすぐそばに、冷戦期の分断の痕跡が残るという、歴史の重層性を示す空間になっている。

Ⅲ. 復興：記憶を都市機能に組み込む

5. ユダヤ人虐殺記念碑

正式名称は「虐殺されたヨーロッパのユダヤ人のための記念碑」で、2,710個ほどのコンクリート製の石柱（ステレ）から成り、名前も顔も刻まれていない。設計は米国の建築家ピーター・アイゼンマンである。

それぞれの石柱は高さが異なるものが並んでおり、通路を通って敷地内部を歩くことができる。縦と横の長さは全部同じで、高さだけが全部違う。これがある意味、人の個性が全部違うということを表しているように見える。石柱以外何もない空間自体は、あくまでアート的、抽象的に表現されているとされ、都市中心部の公共空間として整備されることによって日常の動線に追悼が組み込まれている構造になっている。そのため、記念碑は特別な施設として隔離されておらず、通行する人々が自然に内部を歩くことができる。

記念碑を作る案は 1980 年代からあったが、議論が長くなされた。それは、戦争ではユダヤ人だけではなく、シンティ・ロマの人、同性愛者、身体障害者なども犠牲になったことから、これだけの大きな記念碑をユダヤ人のために作ることに対して、賛否両論があったからだ。最終的にドイツ政府がこれを作ると決めて、2005 年に開設された。地下には階段があり、そこを降りていくと実際のホロコーストの歴史に関する小さな博物館が設置されている。地上部分は一切の説明がない。

6. ブランデンブルク門

ブランデンブルク門は 1791 年、プロイセン王国のフリードリヒ・ヴィルヘルム 2 世の命により建設された。古代ローマの神殿をモチーフに作られた新古典主義様式の門で、アテネのプロピュライアを模しているとされる。

ナチス時代には、プロパガンダの舞台として頻繁に使用された。ヒトラーが政権を取った日の夜も、門の下を松明を持って行進がなされた。冷戦期（1961～1989年）には、ベルリンの壁により門の周辺が無人地帯となり、通行できなくなった。門は東ベルリン側に位置していたが、壁により西側からもアクセスできない状態が続いた。

壁の構造の厚さは場所により異なっていた。チェックポイント・チャーリー周辺の壁は比較的薄い構造だったが、ブランデンブルク門周辺の壁は約1メートルの厚さで、戦車がぶつかってきても壊れないと言われていた。

1987年6月12日、レーガン大統領が西ベルリンを訪問して、ブランデンブルク門の前で「Mr. Gorbachev, tear down this wall」（ゴルバチョフさん、壁を壊しなさい）と呼びかけた。この時はまだ、壁が崩壊するなど誰も思わなかった時であるが、わずかその 2 年後に壁が崩壊した。

1989年11月9日の壁崩壊後、ブランデンブルク門は統一を祝う人々で埋め尽くされた。人々が門の上に登り、ハンマーで壁の欠片を砕き、ドイツ国歌を歌い、東西の見知らぬ者同士が抱擁し、涙を流している映像が象徴的だった。以降、統一と民主主義の象徴として再定義され、現在はベルリンの公共空間の中心に位置している。

7. ポツダム広場

ポツダム広場は 19 世紀から 20 世紀初頭にかけて、ベルリンの交通の要衝として発展し

た。第二次世界大戦で広場周辺は壊滅的な被害を受けた。1943～1945 年、ベルリンへの連合国空爆により広場周辺は特に被害が大きかったとされる。1945 年 4 月、東からソビエト軍が攻撃し、西からアメリカ軍が進撃した。戦後、この一帯は東西ベルリンの境界上に位置することとなり、冷戦期には壁により完全な「無人地帯」となった。広場は瓦礫が撤去されただけの更地として、数十年間放置されていた。西側から見ると遠く東側に広がる「空白地帯」であり、東側から見ると西側への境界線を示す「死の地帯」であり、約 28 年間、この広場は都市機能を失ったままだった。

統一後の 1991 年、ベルリン市は広場周辺の再開発構想のコンペティションを実施した。ダイムラー・ベンツ、ソニーなどの民間企業が参加し、大規模な複合開発が進められた。1998 年から 2000 年にかけて、商業施設・オフィス・文化施設・住居が集積する都市中心地として生まれ変わった。

現在のポツダム広場には、ソニーセンター、ダイムラー地区、ポツダム・プラッツ・アーケードなどの施設があり、映画館、レストラン、ショップが集積しており、新しいベルリンの象徴となっている。すぐ近傍にテロのトポグラフィーと壁の痕跡が残されており、再開発地区と史跡が同じ地図上に並んでいる。ドイツが過去を「忘却」せず、ナチス時代の恐怖の中枢と冷戦の分断の痕跡のすぐ隣で、モダンな商業空間と共存している。この矛盾的な同時性がベルリンという都市のアイデンティティを構成しているとも言える。

Ⅳ. 共生：現在への接続

8. オラニエン通り周辺（クロイツベルク地区）

オラニエン通り周辺のクロイツベルク地区は、1970 年代以降、トルコ系を中心とする労働移民が多く居住する地域となった。西ドイツは 1960 年代初頭に労働力不足に直面し、最初はイタリア人を、その後トルコ人を「ガストアルバイター」（外国人労働者）として受け入れた。政策の想定は「一時的な労働力」として一定期間後は帰国することだったが、実際には多くの労働者が家族を呼び寄せ、定住へと移行した。その多くがベルリンに定住した。

この地域は冷戦期、ベルリンの壁の直下に位置しており、「西ベルリンの端」という地理的条件から、家賃が比較的安価だった。そのため、移民や学生、芸術家などが多く住む地域となり、独自の文化が形成されていった。

現在、オラニエン通り周辺には、トルコ料理店、ケバブショップ、トルコ系スーパーマーケットなどが並び、多言語の看板が街路を彩っている。同時に、特段治安が悪いというわけではなく、いろいろなカフェやクラブが集積し、多様な文化が混在する生活風景が広がっており、雰囲気は決して悪いエリアではない。

統一後、ベルリン全体の都市構造が変化する中で、この地域も変容を続けている。ただし、移民コミュニティの生活拠点としての性格は現在も保たれており、ベルリンの多文化共生を象徴する地域の一つとなっている。

④ コンラート・アデナウアー財団との意見交換

・日　時　令和７年９月10日（水）9:00～
・対応者　クリスチャン・エクレ（Mr. Christian Echle）
　　アジア・太平洋部門長、欧州・国際協力部門長
　　アンドレアス・ヤコブス（Dr. Andreas Jacobs）
　　分析・コンサルティング部門 副部門長 兼 社会的結束部門長
　　マックス・ダックシュタイン（Mr. Max Duckstein）
　　政策アドバイザー（東アジア及び中央アジア担当）アジア・太平洋部門、欧州・国際協力部門
　　クリスティーン・バッハ（Dr. Christine Bach）
　　政策アドバイザー

・日本側　山井　和則団長（立憲）　井上　信治議員（自民）
　　三木　圭恵議員（維新）　赤羽　一嘉議員（公明）
・概　要
　移民政策及びドイツ政治経済史並びにこれらを反映した現在の政治状況や課題等について、専門家から説明を聴取し、意見交換を行った。
　意見交換の具体的な概要は、以下のとおりである。

（挨拶）

エクレ部門長：先日、ヴァーデフール外相が訪日されまして、貴国と非常に重要な会談を行った直後ということで、本日はまさに記念すべき日だと思います。
　ヴァーデフール外相は貴国をプレミアムパートナーと呼び、貴国は様々な面で模範であり、特に経済安全保障の分野は注目すべきだとおっしゃっております。
　また、私どもアデナウアー財団は、キリスト教民主同盟と結びつきの強い財団です。ヴァーデフール外相の出身政党であるキリスト教民主同盟と同じ立場から、私どもも貴国を非常に大事な、かけがえのないパートナーとして認識しているということをご承知おきください。

井上議員：本日は、ご多忙にもかかわらず、早朝から我々議員団の訪問を受けていただき、深く感謝いたします。
　本年は、日独両国において、戦後80年の節目の年にあたりますが、貴国の近現代における政治経済、特に戦後復興の歩みは、たびたび困難に直面しながらも改革を重ね、ヨーロッパの安定と繁栄を支えるに至った歴史として、私ども日本の議員にとっても深く考察すべき示唆に富んでおります。
　本日は、移民の経緯を踏まえた第一次世界大戦から現在に至る政治経済につ

いて俯瞰的に、さらには歴史からの教訓について幅広くご意見をお聞かせいただき、忌憚のない意見交換ができればと思っております。

（質疑応答）

井上議員：近現代の中でも、特に移民政策について非常に関心があります。日本は戦後、ほぼ外国人を受け入れておりませんでしたが、近年は少子化や労働力不足といった現実的な課題があり、外国人を多く受け入れるようになりました。現在、人口の約３％が外国人です。しかしながら、現在様々な地域で外国人に関する問題が起きており、社会の分断や治安の悪化といった状況の下で、日本においても外国人の排斥を訴える政党が本年７月の国政選挙で躍進したことから、現在、日本でも転換期を迎えていると思っています。

貴国においても戦争の教訓やウクライナ戦争の影響といった様々な歴史的経緯の中で、移民政策を随時取ってきたと思います。ドイツのための選択肢（ＡｆＤ）といった日本より顕著な状況も現在あると聞いておりますので、貴国における移民政策の経緯と現在の課題、今後の対策などについてご意見を伺いたいと思います。

エクレ部門長：今から 10 年前にシリアから大勢の移民が入ってきた際に、ドイツ国民がメルケル首相にどのように大勢の人を受け入れたらよいかと質問したときに、「大丈夫だ。私たちにはできる」と答えた一言が非常に有名になりました。10 年が経過した現在、上手くいったという人もいれば、上手くいかなかったという人もおり、見方によって様々です。しかし、誰に聞いても完全に上手くいったという人はいないと思います。

連邦議会を見ても、この前の選挙ではＡｆＤが 20%以上の議席を確保しました。連邦議会議員に話を聞くと、ＡｆＤの存在により議会の仕事が非常に難しく複雑になったと皆が述べています。しかし、それだけではありません。街に出て人々の様子を観察していると、大学などでハマスを支持する運動が最も目立って見えます。ドイツには歴史的責任として、イスラエルに対する特別な責任があるにもかかわらず、その反対にハマスの支持を大きな声で訴える学生や大学関係者を頻繁に目にします。

現在の状況を理解するためには、やはり歴史的経緯を見る必要があります。とりわけ、1960 年代、70 年代に多くの労働者として受け入れた「ゲストワーカー」と呼ばれた人たちの受け入れから始まり、学術的にこうした状況を見ていくことが、現在の状況を理解する上で非常に重要だと思いますので、この分野を専門とするヤコブスから、まず話をしたいと思います。その後、バッハから少しお話しさせたいと思います。

ヤコブス部門長：ドイツからもこの問題に関して日本を注視しているということを

お伝えしたいと思います。

ドイツの移民政策あるいは移民問題を考える際には、「労働力としての移民」と「避難民としての移民」という二つの分野を明確に分けて捉える必要があります。

一つ目の労働力としての移民を見ると、一目瞭然で我が国には必要で、私たちはこの人たちに依存して成り立っています。ある試算によると、ドイツのＧＤＰのうち移民だけが創出している部分が 7,000 億ユーロ以上あると言われています。とりわけ顕著なのが、介護や飲食サービスの分野です。特に介護に関しては、この人たちなくしては成り立たず、崩壊してしまう状況にあります。病院などの介護・看護職員の 20％以上は、既にドイツ国籍以外の人たちによって依存して成り立っています。ベルリンなどでは多言語が飛び交い、二重国籍者や国際的なパートナーシップも日常的であり、こうした労働移民は基本的に問題ではありません。

問題が顕著で深刻なのは「避難民」の方です。現在ドイツで移民問題と言うときは、ほぼこの 2015 年以降の避難民問題を指します。ここには大きく二つの課題があります。

第一の課題は、労働市場への統合の困難さです。シリアやアフガニスタン出身者などは、言語や教育訓練の程度において問題を抱えています。特にアフガニスタン出身者の 70％は非識字者であるため、就労訓練の前にまず読み書きなどの基礎教育から施さなければならず、極めて困難な課題が山積しています。

第二の課題は、外国人が一箇所に固まってしまう「クラスター化」の問題です。自分たちだけで完結する社会を作り、通常のドイツ社会と並行して機能してしまう「並行社会」が生まれています。ＡｆＤはドイツに住みながら、ドイツの社会で生活していないのではないか、そのような並行社会を作るようなものは許せないと指摘します。ＡｆＤの発言をよく見てみると、外国人一般に対して包括的に言及しているというよりも、むしろ人種差別的な言及をします。

彼らが最も目をつけるのはイスラム教の信仰者たちです。イスラム教の信仰者たちがクラスターを作り、どこかにまとまっているというのは許せないと言います。しかし、ロシア人に対してはあまり問題にしません。特定の人種の人たちがここにいて、こんなにまとまっているのは気に入らないというのがＡｆＤの発言の特徴です。

こうした状況から、貴国にお示しできる教訓が二つあります。

一つ目は、外国人の労働者を受け入れたら、その人たちがいつか母国に帰国するだろうと思うのは間違いだということです。ドイツはこの間違いにようやく気づきました。そうであれば、統合の努力をしなければなりません。最初から社会への統合に向け、教育訓練など国の側からも努力して統合しなければなりませんし、入国者に対しても、最初から、あなたたちにも頑張ってもらわなければならないということを明確にしなければなりません。つまり、ギブ・ア

ンド・テイクであるということを最初から明確にすべきでした。

二つ目は、居住地の分散です。ドイツのルール地方のように民族の塊ができ、同じ民族や出身者が一箇所に集中するクラスターを回避しなければなりません。同じ民族や同じ国出身の人たちが大勢集まって、同地域で一気に広がっていくということは好ましくありません。ドイツは、様々な地域に分散してもらうという対策を最初から採ってきませんでした。上手く実施してきた国がデンマークです。デンマークが実施しているように、初期段階から各地に分散させる対策を講じなければならないと考えています。

バッハ政策アドバイザー：まず、最初に井上理事がお話しくださいました「第二次世界大戦後の移民政策」という言葉は、私の研究していることをご理解いただいているように思いました。私は歴史学者ですが、ヤコブスとは少し異なるアプローチになります。ドイツにおいて移民政策を考える際には、ここ 10 年の移民政策ではなく、第二次世界大戦後からの経緯を時代ごとに区切って見なければ理解ができないと考えています。

最初に、1950 年代、60 年代を見ると、難民政策には二つの要因がありました。

一つ目は、第二次世界大戦中のユダヤ人に対するドイツの歴史的責任です。これを大きく打ち出したのが、私ども財団の名前でもある、コンラート・アデナウアー首相でした。戦後初代の首相であるアデナウアーの道徳的遺産として、このドイツの責任を取るという活動をしてきたことに、私たちは非常に誇りを持っています。

二つ目は、東西冷戦という背景です。1961 年にベルリンの壁が建設される前は、東ドイツから西ドイツへ逃げてくる人たちが多く、当時の「難民」といえば、大抵はこの人たちのことでした。東から西への流出を、東側が止めるために建設されたものが壁だったとも言えます。

東ドイツからの難民は、第二次世界大戦後の経済復興で労働力を必要としていた当時のドイツにとって非常に「良い難民」でした。なぜなら、同じ言語を話し、同等の高い教育を受けていたため、統合する必要がなかったからです。労働力として、あるいは社会へ統合していくことに何ら支障がなかったのです。この状況は、現在イスラム教徒が大勢入ってきたことによる難民問題とは全く異なっていました。

しかし、10 年前にメルケル首相が「大丈夫だ」と言い、シリアからイスラム教徒の避難民が大量に入ってきた結果、現在の政治状況が生まれました。私は 2015 年からの財団に設置されたワーキンググループでこの問題を検討してきましたが、歴史学者として明確に認識した点があります。

それは、現在の「難民に関するジュネーブ条約」が、あくまで第二次世界大戦直後に制定されたものであり、歴史学者としては、全く異なる前提で難民問題が出てきているにもかかわらず、歴史的見地が政治に反映されないまま、現

在に至っているという印象を持っています。
　例えば、アフリカでは生活できないからヨーロッパに行きたいという人々が大量にいるように、従来の難民とは前提が異なっています。政治に対しては、どのような背景を持つ人たちが大量に入ってくるのかをまず認識し、古い条約の枠組みにとらわれず、現代の状況に合った対処方法を見つけていくべきだと考えています。

エクレ部門長：駆け足でドイツの 80 年間の歴史的経緯をお話しし、ドイツが学んだ教訓についても、ある程度お話しできたかと思います。我々としては、貴国ではこの問題をどのように解決されるおつもりなのかについてお聞きしたいです。とりわけ、急速に進む少子高齢化と労働力不足の中で、どのように解決していこうとお考えなのか。例えば、高齢者施設ではＡＩやヒューマノイドと呼ばれるロボットを使っているという話を聞きますが、どのような解決方法で進めるつもりなのか、少しお話しいただければ幸いです。

山井団長：介護の現状を話しますと、日本も介護職員の大きな不足があり、外国人の介護職員をインドネシア、ミャンマー、中国を中心にアジアから受け入れています。ドイツと異なる点は、日本の制度では３年から５年程度で母国に帰るという前提で進めています。本日のお話で非常に関心を持ったことは、現在３年から５年程度で帰国すると日本は考えているが、やはりそれでは足りないから長期間滞在してもらうということになり、事実上移民となる人が今後５年、10 年で増えてくると思います。そのような時には、ドイツが経験したのと同様に、帰国すると思ったら結局住み着いて家族ができて、集まって住んで、統合できなくて、という流れになると思いますので、本日のお話は大変参考になりました。

赤羽議員：我が国の外国人労働者受入れ政策はまだ新しく、現状は多くの問題があります。新しい法を作った時の原則は二つあり、一つ目の原則は、移民は認めないということです。そのため、基本的に家族帯同はできず、当初は単身赴任を強いるということがありました。二つ目の原則は、安い労働力として受け入れないということです。そのため、マネージャークラスということが建前になったものの、これは現実のニーズとマッチングせず、いまだに解消できていないと思います。受入れに当たって、日本語の能力を相当高く求めており、来日できる外国人が少ないため、人手不足が解消できないという状況があります。
　そのため、正規のルートで入ってくるよりも、実際には留学などの別のルートで入ってきて、実は水商売で仕事をするなど、イレギュラーな形での定住外国人が増えつつあり、そうした問題が社会で顕在化しています。また、日本にも新しい政党が出現したというのが現在の最新の状況だと思います。

先ほどお話しされたように、移民の問題には労働力の側面と避難民の側面があり、日本は避難民については問題がなかったはずですが、労働力の受入れがうまくいかず、避難民化したということが、最近地方で問題になっております。

日本の定住外国人の割合は非常に低いのですが、元々島国で、外国人にあまり慣れていない歴史があるため、少ない外国人でも何か問題が起きると、それを非常に問題だと感じてしまいます。

質問があります。日本人は外国人労働者を受け入れるための明確な法制を作らなければいけないのですが、先ほどヤコブス教授がおっしゃった集積（クラスター）は回避すべきだという点について、具体的な方法がありますでしょうか。外国人の集積を回避するということは非常に難しいのではないかと考えています。

ヤコブス部門長：確かにクラスターを作らないというのは非常に難しいことです。経験的には、似たような地域から来た人たちのコミュニティがあった方が統合しやすいという面もあり、二つの対立する概念を申し上げているように感じます。

しかし、最近学術的に明らかになったことは、言葉のできない子どもたちが20％以上いる学校では、統合が上手くいかないということです。ベルリンには生徒の 90％がトルコ語とアラビア語を母語とする学校がありますが、そこでの統合は不可能です。しかし、こうした状況は、生徒を他の学校へ分散させることで回避できます。

つまり、異なる背景を持つ生徒を混合させることが非常に重要であり、今ドイツで実施しようとしています。我が財団でも、様々な人種がいるという多様性は重要であると頻繁に言っています。しかし、学校ではその多様性は非常に難しいことがあります。学校などでそれを野放しに許容することは難しいというのは対立する考え方かもしれませんが、この分散させるアプローチの方が実施する価値があると思います。例えば、デンマークでは、学校のみならず、人々が住む住居区でも、「何々人はここに何パーセントいるので、もう住めません」というような規制をします。これは住む場所を自分で決定できるという基本的人権を大きく侵害するため、問題がないということではありませんが、ベルリンには、ここから先はドイツ人が住んでおらず、全員がトルコ語かアラビア語しか話さないという地区があります。そのような地域では、多様性はあるかもしれませんが、統合は全くできませんし、問題が山積しています。このような状況を見ると、決定的な処方箋ではないかもしれませんが、一つの方策であると考えています。

それから言語の問題です。日本語もドイツ語も難しい言語ですが、言葉を絶対に覚えてもらわなければ統合はできません。英語でなんとかなるというのは幻想にすぎません。来た人たちには早期からドイツ語を学ぶよう要求しなけれ

ばなりません。子どもたちはできるだけ早期に、例えば、まだ義務化されていませんが、保育園に必ず通園してドイツ語を習得すること、あるいは学校に進学した場合にドイツ語を使用し、ドイツ語のみの授業を受けることを義務付ける措置が必要だと思います。

最後に帰国しないという問題についてですが、全員が絶対帰国しないわけではありません。例えば、南ヨーロッパの人たちは帰国することがあります。帰国するかどうかの決定要因は､その人たちがどれだけ統合されているかよりも、むしろ母国の経済力によります。中国やミャンマーの人たちが帰国するかどうかは、日本での生活よりも、母国の経済状況に左右されるように思います。

（3）フランス・パリ

① 国民議会財務委員会事務局との意見交換

・日　時　令和７年９月10日（水）16:30～
・対応者　アドリアン・ガフィエ（Mr. Adrien GAFFIER）
　　国民議会事務局財務委員会担当課長
　　フィリップ・サゴ（Mr. Philippe SAGOT）
　　国民議会事務局財務委員会担当課次長

・日本側　山井　和則団長（立憲）　井上　信治議員（自民）
　　三木　圭恵議員（維新）　赤羽　一嘉議員（公明）
・概　要

国民議会財務委員会事務局を訪問し、予算審議プロセス等について、日仏における差異も含めて意見交換を行った。

また、国民議会内の施設について、国民議会事務局財務委員会担当協力・二国間問題課担当官サミ・ラフィフィ（Mr. Samih LAFFIFI）氏の案内のもと視察した。

意見交換の具体的な概要は、以下のとおりである。

（挨拶）

ガフィエ課長：フランス国民議会の財務委員会におきましては、予算を司っておりますけれども、支出と税制による収入、この両方を扱っております。国によりまして、同じ委員会で両方を扱っているとは必ずしも限りません。

明日エリック・コクレル委員長にお会いいただくということで、その場におきまして、より政治的な話題について取り上げていただくことができるかと思います。本日は、より技術的、制度的な側面に触れたいと思います。ご質問やコメントがあればお受けしたいと思いますが、そうでなければ、あらかじめ質問票の形で受け取っております予算審議及び財政規律についてお話させていただきたいと思います。

井上議員：衆議院の調査議員団を代表してご挨拶を申し上げます。本日はご多忙にもかかわらず、我々議員団を受け入れていただき感謝いたします。

貴国では、昨年夏の総選挙以来、予算をめぐって政府と議会の間で緊張関係が続いていると承知しています。予算審議に対して国民が継続的に関わっていて、また、国民の関心の高さに驚いております。

本日は、国民議会事務局の皆様から、最近の予算審議の状況や制度について、幅広くお伺いし意見交換ができればと思っています。

（質疑応答）

井上議員：日本ではもともと議院内閣制ですので、予算に関しては内閣が提出いたします。その後国会で予算審議を行うのですが、昨年までは与党が多数派でした。つまり、それまでは修正案が提出されることはなく、そのまま政府提出の予算が可決されるということがほとんどでした。

それが昨年の衆議院選挙以来、与党が少数になり、また、多党化も進んでいる状況の中、予算審議で修正が行われると変わってまいりました。

このように、新しい状況になっているものですから、どのようにして国会審議を進めて、あるいは与野党協議を行って、具体的に修正をしていくかというのは、これからの大きな課題だと考えております。本日は、与野党それぞれからこの場に伺わせていただいておりますが、それらを今後考えていかなければいけないという状況です。

貴国においては、予算案をかなり議会の方で修正が行われていると聞いておりますので、その具体的な手続き、行政と立法府との関係や与野党でどういうふうに協議を行って合意をしていくか、具体的に教えていただければと思います。

ガフィエ課長：今のご質問によりまして、今回のご訪問の目的がよく分かったとともに、日本の状況がよく理解することができましたので、それに応じて、よりよくお答えすることができるかと思います。

フランスにおきましては非常に多くの修正案が委員会及び本会議へ出されます。フランスの財政法律の予算部門ということに限ってでありますけれども、委員会におきまして、昨年は約 3,000 の修正案が出され、そして本会議におきましては、それより少し多い約 4,000 の修正案が出されております。これは、議員が、政府の予算案に対して、非常にリジッド（厳格）な反応をしているということを示しているものだと思います。

ただ、このような数字以上に重要なのは、どのような議会テクニックがあるかということであるかと思います。フランス憲法第 40 条[6]により、国会の修正案によって、公的支出が増額するような修正案はあってはならない、というふうに決められております。これは、政府が提出いたします予算案に対して、省庁ごとの割合、比率、割当等を変えても絶対額として支出が増えるものであってはならないというものです。

実際、議員が提出いたします修正案というのはゼロサムであり、合計額が最

[6] フランス憲法第 40 条は、「議会の議員が提出する提案及び修正は、その採択が公的収入の減少、又はいかなる公的負担の創設若しくは加重をもたらすものである場合、受け入れられない。」（仮訳）と定める。これにより議員の修正は予算科目間の資金移動に限定されるが、政府による修正案は総額増加が可能とされる。

終的には全く変わらないということになります。実際の修正案の中身といたしましては、あるプログラムから他のプログラムに金額を移すということになります。

例えば、治安という一つのミッション[7]があります。その中で、フランスは、国家警察及び憲兵隊という二つの治安部隊があるわけですけれども、例えば、国家警察の予算を少し削って、その分憲兵隊に与えるであるとか、その逆であるとか、そのような同じ額で左右に動かすという形は可能です。最終的にはどちらかが少なくなって、どちらかが多くなるということですので、完全にニュートラルであり、移行するだけ、お金を動かすだけに過ぎないわけです。

ただ、こういったことを提案することによりまして、議員が狙っていることは、そういった修正案を通して、治安について、いかにその予算が不足しているかということを政府に対して訴えることができる点です。

実際にはこのようなメカニズムによりまして、多くの修正案が採択されないという形になっています。一方で、採択される修正案を見ますと、やはり、議員と政府の間で、あらかじめ事前に審議が行われた、審議の対象となったものが多くなっております。そのようなもので、議員が提案する修正案にプラスして、議員が目指すような予算を与えるために、政府の方がそれに応じた形で修正案を出すことによって、その予算の増額ができるという、ニュートラルな形でないが、実際には増額することができるテクニックが使われています。

三木議員：増額は、憲法で禁止されているけれども、政府が提出する場合に限っては増額できるということですか。

ガフィエ課長：そのとおりです。先ほどの説明がちょっと足りなかったと思いますが、この禁止が適用されるのは、議員が提出する修正案だけであり、政府は、自らの案にまた自ら修正を加えることができるわけです。その際には、その総額を上げることができます。

ただ、実際に先ほど申し上げました 3,000、4,000 件という数を見ていただきますと分かりますように、修正案というのは、このような禁止があるにもかかわらず、非常に多くなっております。しかし、政府が受け入れないような、政府の同意を得ることができないような修正案は、最終的に採択されないということです。

井上議員：3,000、4,000 件のうちどれくらい採択されますか。

---

[7] 政策目的と予算を結び付ける枠組みとして導入された、国会の議決対象となる予算の単位。フランスでは 2001 年に、従来の款・項・目から、ミッション（mission）・プログラム（Programme）・アクション（action）という形式に予算の分類が移行された。

ガフィエ課長：実際に成立するのは、100 前後であると思います。その 100 によりましても、実際に予算案が変更される度合いというのは、非常に限られたものとなっております。政府は秋の初め、草案を提出した際は、3,500 億ユーロぐらいの予算総額であるのに対し、修正案によって動く金額というのは、５億ユーロだとか、10 億ユーロだとか、その程度でありますので、総額の１％あるいはそれ以下だと思います。

加えまして、フランスは二院制で国民議会と上院がございます。現在、国民議会が過半数を占める政党がないという分裂した状態であります。予算法律の採択の方法としては二つあって、国民議会と上院の両方で、同じ法案が同じ形で採択されるか、そうでなければ、最終的に上院との意見が分かれる場合には、国民議会が最終決定権を持つわけであります。しかし、現在、このような分裂した国民議会となっておりますので、やはり、上院との合意も模索しなくてはならないという状況になっています。

その中で、上院の意を汲んでその予算が増やされるということが時々あります。例えば、２年前の予算ですと、その上院の意向を受けて、国が県に対して交付いたします道路維持のための予算を付け加えるということが行われました。それによって予算を成立させることができたのですけれども、実際にはこの予算は執行されず、国の行政の方から、おそらく数億ユーロの規模でありますが、この予算が県に対して交付されることは全くありませんでした。

このように予算が執行されていないということを見た上院が、今年も新たに同じ予算を計上しようとしておりまして、2025 年度[8]の予算法律の草案の方にも盛り込まれておりますが、実際に今年度の予算が執行されるかどうかというのは、これから見るということになります。

もう一つ、関心を持っていただけると思われる事項があります。これは、昨年起こったことですが、これまで長い間、こういった状況はなかったです。通常でしたら、10 月初めまでに国会に予算が提出されて、国会におきまして 70 日間をリミットとして審議が行われるというルール[9]になっております。けれども、現在の少数与党の状況の中で、また、上院も政府に対する支援というのがあまりはっきりとしていないというような状態の中、最終的に年末までに予算法律を成立させることはできませんでした。

この場合には、非常に特例のルールになりますけれども、憲法及び「予算法

[8] フランスの予算会計年度は、１月から 12 月

[9] フランス共和国憲法 第 47 条（仮訳）：議会は、組織法律の定める条件に従い、予算法律案を議決する。国民議会が、政府による法案提出から 40 日以内に第一読会で議決しないときは、政府は上院に付託し、上院は 15 日以内に議決しなければならない。次いで、第 45 条に定める手続に従って進められる。議会が 70 日以内に議決しないときは、法案の規定は、オルドナンス（命令）により施行することができる。

律に関する有機法[10]」（組織法律）の規定により、特別法[11]が 12 月 19 日までに採決され、これは数行の短い法律であるのですけれども、これにより、新年（度）においても税金の徴収が許可され、また、前年の予算で決められた限度において予算の償還を行うことができます。

このような形で、昨年は年末までに予算が成立せず、新しく年（度）が替わっても、その前年の予算をそのままの形で継続することとなりましたが、ただ実際に蓋を開けてみると、各政党がそれぞれの見地、立場から、このような状況はあまり好まれるものではない、すなわち、単に前年の予算をそのまま継承するといっても、インフレもあり、支出の上限を設けるのは非常に難しいことから、年が替わってできるだけ早く予算を採決すべきだという結論になっています。

これにより、年が替わって比較的早い時期に予算を成立させることによって、この危機を何とか避けることができたということであります。2025 年２月 15 日の予算成立により、前年の支出及び継続の投資をそのまま継承するというような、かなり厳しい状況を脱却することができたということです。

このほか、事前に議員団からの質問事項の中に、両院間の関係及び行政機関との関係という質問をいただいていたと思います。この財務委員会におきましては、このような役割を果たす人といたしまして、「総括報告者」という役割の人がおります。これは、委員の中から選ばれて、政府及び行政機関と国会との間の対話を行い、それによって委員会審査における合意形成を図ろうとする役割を果たす者で、政府の予算案を財務委員会及び本会議において報告をする役割を担っている者です。

両院間の合意が得られない場合、両院協議会（commission mixte paritaire）というのが設けられますが、その場合には、国民議会と上院から、それぞれの予算審議の責任者として総括報告者も１名ずつ出て、彼らが連携して両院間の合意案を作り、その合意案を実現するために必要な追加予算（プラスの支出）を政府に認めさせるための交渉を行う役割も果たします。

この総括報告者という制度は非常に古いものでありまして、この者の正統性というのは、まず、委員会の委員によりまして、多数決で選ばれているということです。もう一つは、大臣や行政機関に対して、行政に対して非常に強い力

---

[10] フランスの有機法（loi organique）である「予算法律に関する 2001 年８月１日の組織法律第 2001-692 号」を指す（ＬＯＬＦ：Loi organique relative aux lois de finances）。なお、有機法は、「憲法典の規定を明確化し、又は補充する法律であり、その制定には、通常法律とは別の要件が課され、憲法と通常法律の中間に位置付けられる」（出典：国立国会図書館『レファレンス』852 号（2021 年 12 月））と説明される。

[11] ＬＯＬＦは、予算法律の内容・構成及び審議・採決手続を規律する。ＬＯＬＦ第 45 条においては、予算が年度開始までに成立しない場合に備え、前年 12 月 19 日までに「特別法（loi spéciale）」を提出して租税徴収の継続等を可能にする仕組みを定めている（出典：国立国会図書館「外国の立法」No.302-2（2025 年２月））。

を持っているということです。この力が、どのような形で発揮されるかと言うと、通常の国会議員に対しては、開示義務がない政府が持っている情報を、総括報告者に対しては、政府は開示しなくてはならないということが決められています。公的支出に関する情報でしたら、どのようなものでも政府はその公開、開示を拒否することができません。

このような権限により、先ほどお話しいたしました、昨年の予算の中で、上院の合意を取り付けるために、政府は県の道路維持費というのを計上したけれども、実際には、これが県に配分されておらず、執行されていない、というような情報も、このようにして総括報告者が聞きつけてきたものであります。

サゴ次長：また、先ほどご挨拶いただいた中で、フランス国民が、予算審議に対して大きな関心を持っているというお話をいただきました。これは、国会における政治的なやり取りが、この予算案の審議の中に一番結晶化する、一番ここに集中されるということが、その理由であるかと思います。国の様々な政策として医療、治安、あるいは環境政策などがありますが、それぞれに適切な予算が付けられなければ、例えば、気候変動対策などは全くできないわけです。そういった意味で関心が非常に高いということは、うなずけることだと思います。

井上議員：総括報告者というのは、与党委員が務めるのか。それとも関係なく各政党それぞれケース・バイ・ケースで任命されるのか。また、国会審議の中での各政党の協議の仕方について、例えば、案件ごとに修正案の中でそれぞれ協議をしていくのか。政党の組み合わせも変えながら一つひとつ協議していくのか。それが何か制度、システムとして行われているのか。日本の場合は、今そこを手探りでやっているものですから、その辺について教えてください。

ガフィエ課長： まず、最初の質問について、総括報告者は、毎年 10 月上旬に委員の中から、互選の形で選ばれる形になっておりまして、これまでの慣習といたしましては、与党委員が選ばれるということになっております。

ただ、2024 年に初めて、立候補した与党委員に対して、野党が他の候補者をぶつけるということが起こり、また、同じ票数を得たということとなりました。何度か投票を繰り返して、最終的に多数を得た人の方が報告者として選ばれるわけでありますけれども、何度投票を繰り返しても同じ投票数となりましたので、ルールによりまして、最終的には年齢の高い方の人を選ぶということになりました。この人は、シャルル・ド＝クルソンという委員でありますけれども、1958 年の第五共和政が始まって以来、初めて総括報告者が与党に属さない人になって、先ほどお話しいたしましたように、行政であるとか、政府との対話をやらなくてはならないということになりました。これまでなかった状況となりました。

行政機関にいたしましても、あるいは大臣にいたしましても、非常に難しい状況となりまして、やはり不信感であるとか、そういったことがあったために、あまり政府との対話がスムーズに行われませんでした。

そのため、通常でしたら先ほどご案内いたしました、上院と国民議会との合意を形成するための両院協議会におきまして、その両院の総括報告者が会って、話し合いを行うわけでありますけれども、この与党に属していない総括報告者では、これが難しいとの判断から、通常この総括報告者が報告者の役割を果たすという慣習に反して、与党に属する他の者が、両院協議会に報告者として出席するという、これまで見たことのないことが起こりました。総括報告者でない者でも両院協議会で、報告者を代わりに務めるということができるルールがありますので、制度的には問題ございません。

二つ目の質問についてですが、法的、あるいは制度的に設けられている調整の場であるとか、メカニズムといったそのようなものは存在しません。

これは、主に大臣あるいは対峙する総括報告者がどのようなやり方をとるか、ということによって、毎回違ってきます。過去何年かに試みられた方法[12]としては、公会計担当大臣（予算担当大臣）と経済財務大臣が、全ての政党の代表者を経済財務省に呼んで、政府の様々な予算に関する選択決定について説明し、そこでコンセンサスを得るように図るということが行われておりました。

しかしながら、過去数年、このような試みが行われておりますが、どちらかというと失敗しているということが言えると思います。コンセンサスを得るには全く至っておりません。最終的にこのようなことを行っても、政党の間に見解の違いが示されるだけの結果に終わっています。

よって、最終的にどこで調整が行われるかと言いますと、両院の間で持たれる両院協議会において、与党を構成する複数の様々な勢力があるわけですが、その中で予算調整、合意・コンセンサスを得るということが試みられます。野党との妥協案というのは、あまり実際には得られることができないということになっています。

三木議員：基本的なことをお伺いします。日本では、政府が予算案を決定する前に与党と事前審査をしており、与党は予算審議時には修正案を出さないというのが通常になっています。昨日、ドイツ連邦議会予算委員会を訪問したところ、予算案を提出する前には政府と与党とは調整をしないということ、そして予算委員会の中で調整をするということを聞いたのですが、フランスはどのようにされていますか。

---

[12] いわゆるベルシー対話（Les dialogues de Bercy）。政府が予算編成過程において、野党を含む各党代表者や財務委員会幹部を経済財務省（通称「ベルシー」）に招き、事前協議を行う試み。2022年６月の総選挙で少数与党となって以降、予算案への理解を得るために導入された。

ガフィエ課長:フランスにおいても､かなりドイツに近い状況であるかと思います。すなわち、財務委員会に政府案が出されるまでは、与野党間の話し合いというのは全く行われず、全てが政府内にとどまっておりまして、政府内でその予算の様々な調整や査定などを行います。フランス国会における実際の審議日程を見てみますと、国民議会に政府案が提出されてから 40 日以内に採択されて、上院に送らなければならないということになっています。まず、法案が提出されてから委員会での実質的な審議が始まるまで大体２週間ぐらい、次に、委員会の審議が 1 週間、それから本会議の審議が大体 20 日間行われて、それで最終的に採択されるという流れです。去年のように採択されないこともありますけれども、基本的にはまず国民議会で採決された後に上院へ送付される、ここまでの一連の流れが「第一読会」となります。

三木議員：3,000 とか 4,000 件の修正案の提出については何かルール、要件がありますか。日本は、例えば、予算の本会議修正であれば、50 名以上の議員の賛成がないと出せないという規定があるのですが、そういったルールはフランスの議会にあるのでしょうか。

ガフィエ課長：先ほどお話しいたしました、憲法によって決められております予算均衡に関する、すなわち、追加の予算を作るものであってはならないということはありますけれども、それ以外の縛りは全くございません。

国民議会は 577 議員、上院は 348 議員ですが、いずれも 1 議員が単独で修正案を提出できます。ただし、実際には単独提出より複数議員や会派による提出の方が政治的な重みを持ち、審議時間も充てられやすくなります。単独議員による重要性の低い修正案は即座に決定されることがあります。けれども、例えば、財務委員会が総括報告者を含めて全体で提出した修正案などには、当然慎重に審議される時間がかけられるということです。

ただ、修正案はこのように非常に自由に権利が行使されるわけではありますけれども、それによって修正案の量的増加により、その価値そのものがかなり低下してしまっています。また、膨大な修正案の処理に時間を要するため、決してこれが妥協案形成には結びついていないと言えます。

三木議員：もう一つ聞きたいのは、2024 年と同じ予算を 2025 年 1 月から使ったということですが、つまり暫定予算、日本でも地方議会、地方の市長などが、自分が次の選挙に出るので、３月の予算は暫定予算にするということがよくあります。それは何かというと、人件費であるとか、施設の維持費であるとか、そういう経常経費のようなものだけを組んだ予算というのを出すことがあるのですけれども、そのような経常経費の意味合いの予算と捉えて良いですか。

ガフィエ課長：非常に似通った制度であると思います。前年度予算の人件費等日常的な支出などの経常経費部分のみを臨時的に継続する一方、投資予算は組まれないため、基本的に投資プロジェクトについて全く新たな投資は行われないこととなります。もう一つ、付け加えさせていただきますと、2025 年は最終的に合意に達することができましたので、２月 15 日に新年度予算を成立（公布）させることができました。しかし、仮に国会が１月から４月にかけても合意に達することができない場合、法的には 1 年間、前年度予算のままで支出を継続することが可能です。もちろん、フランスの経済成長や投資、公共投資にも非常に大きな損害を与えるわけでありますが､法的にはこれを禁止する規定がなく、制度上容認されています。

三木議員：最後に、両院協議会についてお伺いしたいのですけれども、最終的には多数決をして決定するのですか。

ガフィエ課長：委員会や本会議と同じように、表決によって決められる形になっております。ただ、この中のバランスと言いますか、力学がかなり異なっておりまして、両院協議会におきましては、両院の代表がそれぞれ７人ずつとなっておりまして、国民議会７人、上院７人、これが、それぞれの会派から比例する形でその人数を出す、すなわち議員数が多いところは多く代表を出す形になっております。ただ、これにより、比較的少数会派が入らないので、合意が得られやすいということがあります。人数の面ということで見ますと、本会議はもちろんですけれども、国民議会の財務委員会は 72 人もの委員がおり、また、上院も 49 人の委員がおりますので合意形成というのは時々難しいこととなります。

もう一つ、この両院協議会の特徴といたしまして、議論が公開されていないということがございます。委員会は当然公開されておりまして、投票権はありませんが委員以外の議員も参加することができます。それに対して、両院協議会は、政府の代表も参加することができない、完全に閉じられた空間になっておりますので、交渉であるとか、妥協合意の形成が比較的やりやすいという環境になっています。

② エコル・ミリテール（軍事教育施設）視察

・日　時　令和７年９月 11 日（木）10:00～
・対応者　ミシェル・コルベ（Mr. Michel Corbé）
　　エコル・ミリテール協会歴史保存部メンバー
　　ジャン・ディザルニ＝ガルガス（Mr. Jean D'Izarny-Gargas）
　　エコル・ミリテール協会歴史保存部メンバー
　　ジェシカ・サンチェス（Ms. Jessica Sanchez）
　　統合参謀総長管轄高等軍事教育局（ＤＥＭＳ）担当官（陸軍曹長）

・日本側　山井　和則団長（立憲）　井上　信治議員（自民）
　　三木　圭恵議員（維新）　赤羽　一嘉議員（公明）
・概　要

エコル・ミリテール（軍事教育施設）を訪問し、その歴史等について、説明を聴取した。

視察箇所の概要は、以下のとおりである。

Ⅰ.施設基本情報

エコル･ミリテールは、1751 年１月にルイ 15 世の勅令により創設された王立の全寮制軍事教育施設である。その目的は、財力のない地方の貴族の子弟を国費で受け入れ、専門教育を受けた将校として育成することにあった。ナポレオン･ボナパルトもその代表的な卒業生の一人である。1756 年に最初の学生 200 名を受け入れ、開校した。

現在は軍事省の管轄下にあり、高等軍事教育局（DEMS[13]）が統括する軍事キャンパスとして機能している。佐官クラス以上の高級将校を対象とした高等軍事教育･研究機関が集積し、軍の指導人材の育成と国防戦略の研究が行われている。

Ⅱ.視察内容要旨

1.中央本館「シャトー」と修復工事

視察の中心は、敷地中央にそびえる壮麗な中央本館、通称「シャトー（Le Château）」である。アンジュ＝ジャック･ガブリエルの設計によるこの建物は、施設の象徴的正面であるだけでなく、かつては司令部機能や王を迎える迎賓機能を有し、現在も礼拝堂、図書館、統合参謀総長公邸などを含む施設の中枢である。

視察時は、ファサード（正面外壁）の大規模な修復工事が行われており、建物の外壁の相当部分が足場で覆われていた。これは 18 世紀の歴史的建造物としての価値を維持するための継続的な保全作業である。

[13] ＤＥＭＳ：Direction de l'enseignement militaire supérieur（高等軍事教育局）。エコル・ミリテールに所在し、高等軍事教育の実施に関与する組織である。

2. エコル・ミリテール創設の契機と歴史的背景

本施設の創設は、オーストリア継承戦争[14]の終結を受けてのものである。当時フランス軍を指揮したモーリス・ド・サックス元帥は、イギリス軍の規律と装備の統一に感銘を受ける一方で、自軍の未熟さを痛感した。戦後、元帥はルイ15世に軍の近代化と体系的な将校教育の必要性を強く提言した。これに応じ、ポンパドゥール夫人(国王の寵姫)と金融家パリス・デュヴェルネが中心となり建設計画が立案され、創設に至った。

3. 都市計画と教育空間としての中庭

本施設はパリの都市計画において重要な役割を果たしている。ブレトイユ広場からエッフェル塔、トロカデロ広場へと続く「第二の都市軸」の結節点に位置しており、周辺の建物はこの景観軸を守るよう厳格な高さ制限を受けている。特にユネスコ本部と社会・保健省の庁舎は、この軸上の調和を保つために設計されている。

列柱に囲まれた中庭は古代ギリシャの柱廊(ストア)を模しており、単なる通路ではなく教育的な意味を持つ。教官と学生がここで歩きながら哲学や戦略について議論する「開かれた学習空間」として設計されたのである。

4. 馬と軍事教育の伝統

エコル・ミリテールと馬は切り離せない関係にある。かつて騎兵教育は軍事訓練の要であり、敷地内には広大な馬小屋や馬場が設けられていた。1763年にルイ15世がソミュールに騎兵学校を設置したことにより、騎兵将校教育は分化・発展していったが、現在も敷地内では馬術訓練が行われており、軍馬の伝統は色濃く受け継がれている。

5. 聖ルイ礼拝堂と啓蒙思想

本館内部に組み込まれた聖ルイ礼拝堂は、18世紀の「啓蒙思想(Siècle des Lumières)」を建築的に体現した空間である。ルイ14世時代の厳格で恐ろしい神のイメージを排し、「理性」と「希望」を象徴する光あふれる設計がなされている。

内部には、キリストの受難図の代わりにフランス王家の守護聖人である「聖ルイ王(ルイ9世)」の生涯を描いた絵画が飾られている。これは学生たちに王への忠誠心と騎士道精神を示すための教育的プログラムであり、現在はエコル・ミリテール協会と軍事省による修復プロジェクトが進められている。

6. 歴史の舞台:ドレフュス事件

エコル・ミリテールの中庭は、フランス軍の歴史を刻む象徴的な場所である。

1895年1月5日、無実の罪を着せられたアルフレッド・ドレフュス大尉の「軍籍剥奪式」がここで執り行われた。後に無罪が確定し、名誉回復の式典もまた敷地内で行われた。現在も、

[14] 1740～1748年に、オーストリア＝ハプスブルク家の継承問題をめぐって、オーストリア・イギリスなどと、プロイセン・フランス・スペインなどがヨーロッパ各地で戦った国際戦争。

学校長の着任式や入校学生の卒業式など軍の重要な儀式はここで執り行われている。

③ コクレル国民議会財務委員長との意見交換

・日　時　令和７年９月11日（木）12:00～
・対応者　エリック・コクレル（Mr. Éric COQUEREL）
　　国民議会財務委員長
　　アドリアン・ガフィエ（Mr. Adrien GAFFIER）
　　国民議会事務局財務委員会担当課長
　　フィリップ・サゴ（Mr. Philippe SAGOT）
　　国民議会事務局財務委員会担当課次長

・日本側　山井　和則団長（立憲）　井上　信治議員（自民）
　　三木　圭恵議員（維新）　赤羽　一嘉議員（公明）
・概　要

国民議会財務委員会室内で、国民議会コクレル財務委員長（財務委員会事務局陪席）を訪問し、予算審議プロセス等について、特に、予算修正協議等における与野党の合意形成の在り方及び少数与党政権下において憲法第 49 条第３項[15]が発動されることによる予算審議に与える影響等について、日仏における差異も含めて意見交換を行った。

意見交換の具体的な概要は、以下のとおりである。

（挨拶）

井上議員：お忙しいところお時間をいただき、感謝申し上げます。

貴国では昨年夏の総選挙以来、予算をめぐって政府と議会の間で緊張関係が続いていると認識しております。予算審議に対して国民が継続的に関わっている点、また、その関心の高さに驚いております。

昨日は議会事務局にてお伺いし、予算審議の状況や制度についてご説明をいただきました。本日は、委員長の立場から最前線の政治状況について、ご教示いただければと存じています。

（質疑応答）

井上議員：日本では昨年から与党が少数派となり、また多数の政党が登場して多党化が進んでおります。そのため予算審議も非常に厳しい状況にあり、従来にない予算の修正など新たな動きが見られます。

貴国と我が国は似通った状況にありますので、貴国の経験を参考にさせていただきたく存じます。貴国ではバイルー首相が不信任を受けたと認識しており

[15] 首相が、法律案の表決に政府の責任をかけることができる制度。この手続きがとられた場合、続く 24 時間以内に下院議員の 10 分の１以上が提出した不信任動議が可決されない限り、その法律案は可決されたものとみなされる。

ますが、この関連で、予算をめぐって与野党がどのような協議を行い、現在どのような状況に至ったのか、その内容も含めてご説明をお願いいたします。

コクレル委員長：皆様も同じく予算を司る委員会のメンバーとのことですので、同僚の皆様とお呼びさせていただきます。私からは、今お話しいただきましたフランスと比較できるような、日本にとってインスピレーションのヒントとなるようなことについてお話ししたいと思います。

まず、申し上げたいのは、フランスの経験がすべて日本にとって参考になるべきものではなく、フランスの制度自体におきましても多くの問題がある、と私は考えております。

フランスと日本の状況が似ているとのことでしたが、私の情報が正確であれば、日本の首相は９月７日に党総裁辞職を表明されたとのこと。一方、フランスの首相は９月８日の信任投票でほぼ３分の２の反対票を受け、辞職いたしました。フランスは 2024 年７月の総選挙後の内閣は、国民議会において少数となっている状況であります。

フランスの特徴を二つお話ししたいと思います。

第一に、フランスにおいては憲法上の規定により、財務委員会の委員長は野党から選ばれなくてはならないことになっております。

第二に、非常に重要な特徴として、フランス憲法第 49 条第３項の規定があります。内閣が議会の議決に際して責任を問う法律の数は、通常法では上限が設けられておりますが、予算法案につきましてはその上限がありません。

具体的にはどういうことかと申し上げますと、先ほどご指摘がありましたように、過去３年間、予算をめぐる審議は極めて政治的色彩を帯びるようになり、国民が非常に注目するところとなっております。しかし、矛盾したことでありますけれども、３年前から国民議会は予算案を可決するという形をとっておらず、先ほど申し上げた憲法第 49 条第３項により、採決されているという形になっております。

国民議会がこれを拒否したい場合には、不信任決議を行うということであります。予算ということに関しては、政府は全く修正を受けない形での原案そのものを国会に対して受け入れさせようとしている、いわば一つの賭けを行っていて、これが通らない場合には、第 49 条第３項を行使する形になっています。そして、実際に不信任決議が提出されるというような状況になっております。私の見解では、これは国会の審議、国会での議論にとって非常に良くないことであると思います。

実際、2024 年７月の動きを見ると、ミシェル・バルニエ政権は同年 11 月の不信任投票により辞職いたしましたし、その後を継いだフランソワ・バイルー首相の内閣は憲法第 49 条第 3 項により予算を成立させたものの、その後自らの信任投票で敗北（辞任）するに至っております。この理由は、不信任投票が遅

かれ早かれ行われることが明白だったため、自らその形をとったということになっています。

現在、フランス政府はほとんど何の修正なしに原案そのままの形で予算案を通そうとしており、それによって、自分たちの政治生命、内閣としての生き残りをかけて予算案を通させております。内閣の存続そのものが予算案の成否にかけられているのです。

これは、国民議会にとりましては、健全な形で修正案を出して、それを可決することができるだけの多数派が存在するのにもかかわらず、そのようなことが行われている現状にあります。

議会制民主主義は極めて重要なものであると思っております。フランスでは主に二つの野党勢力として、極右と左派があるわけですけれども、左派の方が数的には多くなっております。その左派から修正案、特に富裕層に対する課税を強化することについて出しました。

本来の民主主義であれば、一番多い会派から出された修正案は認めるべきであると思いますが、これを行わず、バルニエ政権が結局行ったことというのは、元の原案から全く変えることなく、憲法第 49 条第３項によって、これを押し付けた形となりました。

その後、不信任動議が提出され、結局バルニエ内閣は辞職に追い込まれました。

議会制民主主義を重視する観点からは、フランスで行われていること、すなわち国会でほとんど修正ができないような状況は、決して真似するべきではなく、日本にインスピレーションを与える模範例ではないと思います。

もう一つ、特別法についてお話しいたします。フランスでは 12 月 25 日までに予算を成立させなくてはなりませんが、昨年実際起こったことなのですが、12 月 25 日までに可決されず、特別法により前年度の予算をそのままいわばコピーした形で、それを新しい年度になっても使うことになりました。次年度予算が成立しなくても一応、国の統治がそれによって行われるというような仕組みになっています。これはフランスだけではなく、スペインでも過去３年間、過半数を占める政党、会派がないため、同様に前年度の予算をそのまま踏襲する形になっています。

この例は、フランスにおける国会と政府の間のアンバランス、不均等を表していると思います。フランス憲法第 40 条の規定により、国会は既存の収入を伴わない新たな支出を作ることはできない、ということになっています。こういった憲法上の規定も、政府と国会の間のバランスの欠如を助長しているものであると思います。

その結果、現在、予算に関しては、少数派であるにもかかわらず、政府の草案がそのまま押し付けられる形になっております。昨年、国民議会の解散が行われましたが、新たに任命されたルコルニュ内閣が憲法第 49 条第３項なしには

予算を成立させられないということになった場合には、再び国民議会を解散するということも決して排除できないと思います。

非常に矛盾した話ではあるのですけれども、ルコルニュ新内閣が採りうる具体的手段は、通常の国会における表決を通じて、予算案を採決させるということはできないし、しないと思います。なぜなら、野党の数が多すぎるため、そういったことはできないので､憲法第 49 条第３項を使わざるを得ないのだけれども、あらかじめ不信任が通らないように一つ二つの会派を説得して、それによって 1 年の時間を稼ぎ、2027 年の次の大統領選挙まで持ちこたえさせようとするのではないかと思います。

この説明からお分かりのように、これは民主主義にとって決して最適なことではないと思います。貴国におきましても、非常に似通った状況になると理解しておりますが、どのように少数与党が来春に予算案を通過させようとしているのか、日本の例も非常に関心がありますので教えていただければ幸いです。

井上議員：日本では今年度の予算について、少数与党なので、賛成に回ってもらうように野党の各党とそれぞれ協議をいたしまして、野党側の修正要望を与党側が受け入れることで、賛成に回ってもらったということがあります。少数ですから、修正を行わざるを得ないと思います。

逆に言うと、貴国では何でそれをやらないのか、憲法の規定があるにせよ、それで信任してもらうというのは、非常にハードルが高いと考えます。なぜ日本のようなやり方をしないのかというのを、教えていただきたいと思います。

コクレル委員長：日本にはフランス憲法第 49 条第 3 項のような、国会での議論なしに予算を可決させる方法はないのですね。

井上議員：ありません。

コクレル委員長：なぜ日本のようにいかないかは、この憲法第 49 条第３項があるからかもしれません。歴史的な話をしますと、ナチス・ドイツが台頭した 1932 年当時、ドイツの憲法には第 48 条第２項がありました。これは大統領が何度でも国会の議論を経ずに法律を採択させることができるという規定です。

ドイツの例が示すように、表決なしに政府が法案を通すことができるという状況は決して長続きしませんし､歴史が示すようにうまくいかないと思います。フランスで日本のようなやり方ができない理由は、やはり与野党の意見の違いがあまりにも大きいからであると思います。特に、マクロ経済的観点から、野党と政府との間に極めて大きな開きがあり、政府がこれを受け止めるということがほぼ考えられない状況にあるからだと思います。

フランスの第五共和制では大統領の権限が非常に大きなものとなっており、

そのため大統領が自らの方針を押し付ける、というのがその文化的な背景となっており、憲法第 49 条第３項がその現れの一つです。他方、政府は複数の野党の修正案を部分的に取り入れることにより、必ずしも予算案に賛成はしなくても、少なくとも政府への不信任投票には加わらないという形をとりたいと考えていると思います。目指していると思われます。

結論として、国会を通さないで予算を採択できるという可能性が、フランスにおいてはあまりにも多くありますので、それが現在のような状況につながっているのではないかと思います。

ここで質問があります。先ほど申し上げた特別法による、すなわち次年度の予算が期限までに成立しない場合には、前年度予算をそのまま継続する制度は、日本にも存在するのでしょうか。

井上議員：日本の場合は暫定予算を組むということになります。その間、暫定的に一定期間の予算を組むということです。

三木議員：非常に興味深い、というか日本と全く違うシステムですね。日本で予算が成立した際は、ここにいる自由民主党、公明党、日本維新の会が賛成票を投じました。ただ、我々野党ですから、フランスとはちょっと状況が違うのは、法律的なこともあるけれども、少数と言っても与党が少しだけ数が足りないというのが、フランスと違うところかなと思います。

与党は日本維新の会に対して、高等学校の授業料無償化を予算に盛り込むので、賛成をしてくれないかと協議していました。一方、国民民主党という他の野党には、178 万までの基礎控除の引き上げの税制措置をめぐって協議していました。

国民民主党と日本維新の会を比較する際、維新の方が予算額が小さくて済むため、与党は維新と手を組んだと報道されました。維新は予算に賛成し自らの政策を実現しましたが、その結果政党支持率が低下してしまった。「維新が賛成したから、これを潰したんだ」と言われ、野党としても、与党の政策に賛成するか否かというのは、非常に難しい問題であると思います。

加えて、参議院でも与党が過半数割れをしてしまったことで、日本維新の会の立場も更に難しくなると思います。本日のフランスの状況を伺って、大変参考になりました。ありがとうございます。

コクレル委員長：日本において政府が倒されるためには、代替となる政府が誕生する可能性というのがなければ倒されない、すなわち、政府に反対する野党側の数が多くなっても、政府を倒すことができないという、つまりドイツと同じような制度ということでしょうか。

井上議員：ドイツの制度については詳しく存じ上げません。日本では、内閣不信任案が可決されると、内閣は総辞職するか衆議院を解散しなければならないと定められています。また、少数与党の場合は、首班指名時に野党が結束して多数決で野党の候補を当選させれば、いわば政権交代が実現するということになります。

三木議員：野党にもいろいろありますので、一致団結や一本化するのは少し難しいと思います。

赤羽議員：憲法第 49 条第３項の規定が二つの意味で理解できません。一つは、少数与党が内閣の責任をかけて勝負しても必ず負けるということ。もう一つは、原案のまま勝負するというのは、それまでの様々な修正という議会でのプロセスを全く無意味にしてしまうということです。この２点の意味がよくわかりません。フランス国民の憲法第 49 条第３項自体に対する批判はないのでしょうか。

コクレル委員長：全くご指摘のとおりです。フランス革命は予算の問題、特に税の問題から始まり、それに三部会[16]が開かれたという形になっておりますので、そのため予算や税制に対して極めてセンシティブです。

昨日行われたゼネストも、予算の問題を中心に批判している市民たちによって行われたものでありますので、そういった意味で、社会的に爆発するリスクというのを負うものであると思います

また、ご指摘いただきましたように、国会での審議が、いとも簡単に全て捨てられてしまうというのは、正常な状態ではなく、長く続かないと思います。実際、バイルー政権は信任投票でほぼ３分の２の反対を受けて敗れています。与党が３分の１ほどしかない状態であるにかかわらず、このようなことが行われているのです。

憲法第 49 条第３項で必ずしも政府が辞職に追い込まれない理由は、第一に必ずしも全ての野党が、解散されて新たな選挙が行われるということに利益を見出さない、それが都合が悪い政党というのも当然いますので、そのあたりの様々な計算が入ってくることです。そのため、必ずしも毎回政府が倒れるわけではありません。

第二に、不信任決議の成立には過半数が必要[17]で、すなわち、賛成よりも反対の方が１票多ければいいという賛成多数ではなくて、国民議会議員総数の過

---

16 フランスの聖職者・貴族・都市代表の特権的三身分の代表からなる身分制議会

17 フランス共和国憲法第 49 条第２項（仮訳）
「国民議会は、不信任動議の採決により内閣の責任を問う。かかる動議は、国民議会議員の 10 分の１以上の署名がなければ受理されない。採決は、動議の提出から 48 時間後に行われない。（中略）不信任動議は、国民議会議員の過半数の賛成を得た場合にのみ可決される。」

半数を得なくてはならないので、それを得るためには、やはりかなりの部分の野党が一致することが必要になってくるということです。それでもバルニエ政権は敗れました。バイルー政権はなんとか切り抜けましたが、バルニエ政権は敗れたのです。

申し添えますが、私の意見はあくまで野党議員として、財務委員長を務めていることからのもので、同じ財務委員会でも与党議員であれば、同じ意見ではないと思います。

④ 在仏日本商工会議所との懇談

・日　時　令和７年９月11日（木）13:00～
・対応者　速水　清彦
　　伊藤忠フランス会社 社長
　古賀　康介
　　ＪＣＢ International France 社長
　鈴木　聡司
　　クボタヨーロッパトラクター事業本部長兼欧州部品事業本部長

・議員団　山井　和則団長（立憲）　井上　信治議員（自民）
　三木　圭恵議員（維新）　赤羽　一嘉議員（公明）
・概　要

在仏日本商工会議所に所属する３名と、フランス、ＥＵ市場における日系企業のビジネス環境の現状と課題等について懇談した。

主なテーマは、以下のとおりである。

○ 移民、治安、経済不安などを背景とした極右政党を含む政治勢力の支持の高まりと政党指導部の若返りや、企業経営者との対話を通じたイメージ刷新の動向などフランス政治の現状
○ 移民とその子孫を含む多様なバックグラウンドの住民が増えるなど多民族社会の進展と社会統合などフランス社会と企業における課題
○ フランスを農業・環境関連ビジネスや金融サービスの拠点として位置付ける戦略及び欧州における拠点配置など事業展開をめぐる展望
○ フランスにおける労働規制、社会保険負担、税制、行政手続きの重さ、言語の壁が、企業の採用・解雇や投資判断、拠点選択にとって大きな制約となっているなど制度、労働環境をめぐるビジネス制約
○ ＥＵと「メルコスール（南米南部共同市場）」との通商交渉をめぐり、フランス農業界が強い懸念を示している状況や、脱炭素政策の進展が農業・産業双方に与える影響
○ 生活・労働慣行について、長期休暇を含む有給取得が「前提」となっていることや、在宅勤務・リモート会議の定着、夏季にエアコン設備が十分でないオフィスが多いことなど、フランスの実情

⑤ ＯＥＣＤ本部（ＯＥＣＤ事務局及びＯＥＣＤ日本政府代表部との意見交換）

・日　時　令和７年９月11日（木）17:00～
・対応者
● ＯＥＣＤ事務局
仁林　　健
経済総局シニアエコノミスト
森谷　直子
環境局環境保健安全課政策担当官
目黒麻生子
科学技術イノベーション局データ・フロー・ガバナンス・プライバシー課ＤＦＦＴ事務局長／上級政策分析官
杉本　香純
科学技術イノベーション局ＡＩ・新興技術課政策分析官
吉岡　徹哉
経済総局エコノミスト
尾﨑　拓洋
雇用労働社会問題局社会政策課社会政策エコノミスト

●ＯＥＣＤ日本政府代表部
新美　　潤　　ＯＥＣＤ日本政府代表部特命全権大使（当時）
大森　朝之　　参事官
小川　幹子　　参事官
權田　　直　　参事官
安江　　亮　　参事官
和田　敦朗　　参事官
佐藤　　文　　書記官
辻　　悠一　　書記官
西村　美香　　書記官
前原ゆい子　　書記官
渡邉　　学　　書記官

・議員団　山井　和則団長（立憲）　井上　信治議員（自民）
三木　圭恵議員（維新）　赤羽　一嘉議員（公明）
・概　要
ＯＥＣＤ本部を訪問し、少子高齢化対策、米国の関税措置の影響等について、本部への本邦からの派遣員とともに日本政府代表部とも意見交換、情報共有を

行った。

意見交換等の具体的な概要は、以下のとおりである。（➢はＯＥＣＤ側）

（ＯＥＣＤの歴史と日本の加盟）

➢ ＯＥＣＤは 1961 年に設立され、日本は 1964 年に加盟しました。日本はアジアから最初の加盟国であり、60 年以上の加盟実績があります。

➢ ＯＥＣＤ事務局の正規職員約 3,700 名のうち日本人が約 100 名在籍しています。

➢ ＯＥＣＤは政策協調を行い、世界の経済及び社会問題についてスタンダードを作成し、様々なルールを作っていく機関です。つまり「ルール作りの川上」であり、ＡＩなど新しい課題について先進国及び同志国の間で議論を始め、ルール作りを開始する場所であると位置付けられます。

➢ 日本が世界のスタンダード、ガイドライン、ルールを多様な分野で最初から作っていくことが、ＯＥＣＤに参加している一番重要な意義です。

（少子高齢化）

井上議員：本日は、新美大使をはじめ、皆様に我々議員団を受け入れていただき、感謝を申し上げます。

今回、我々はドイツ、フランスと回っておりまして、日本の政治状況として政党の多党化、与党が少数となったことによる合意形成の難しさ、歳出圧力など、様々な問題意識を持っております。ドイツやフランスにも似た状況があるということで参考になるのではないかと考えて参りました。

併せて、世界的に自国第一主義のようなものが強まりつつあります。そういう意味で、ＯＥＣＤのような国際機関の果たす役割は非常に重要だと思っております。ルール作りや政策提言など、皆様のご努力と取組に感謝し頑張ってもらいたいと思っております。

また、国際機関はどこも日本人職員があまり多くないと言われる中で、日本のプレゼンスを発揮するためには日本人職員の存在が重要です。ＯＥＣＤは日本人職員も多いと伺い、ありがたく思っています。本日は忌憚のない意見交換ができればと思っております。

事前に質問項目[18]をお渡ししていると思いますが、少子高齢化の話を伺いたいと思います。日本でも少子化は非常に大きな問題となっており、少子化対策を行っておりますが、なかなか効果が出ていない状況です。世界的に少子化対策としてどのようなことが行われているのか、ＯＥＣＤとしてどのような対応をしているのか、教えていただきたいと思います。

➢ ＯＥＣＤでは３年に１度「Society at a Glance」を発行しており、加盟国全体

[18] 少子高齢化対策、米国の関税措置等について事前に通告

で低下傾向にある出生率の動向を特集したところです。

レポートでは、出生率に良い影響を与える要素として、男女の雇用や両立支援、負の影響として失業率や住宅費などを挙げ、仕事と家庭の両立支援や公平な育児分担を提言しています。ただ、子どもを持つかどうかに関しては、雇用、住宅費等の支援も含め、多面的なアプローチが必要であり、特に日本や韓国の場合は、非正規雇用、長時間労働等の職場文化の課題に取り組む必要があるということも指摘しています。

➢ 少子高齢化問題は、ＯＥＣＤの中でも日本と韓国が先行しており、欧州（特に南欧）でも大きな課題として認識され始めています。しかし、移民の多い米国や出生率が比較的高い加盟国もあるため、全加盟国が一律に主要課題として扱う段階には至っていません。トレンドとしては、先進国、ＯＥＣＤ加盟国にとって共通の大きな課題として重要性が増していくと考えられます。

（男女の育児分担や両立支援に関する日欧比較）

山井団長：私は過去に欧州などで社会保障の研究をし、30 年頃前の当時から、スウェーデンでは女性と男性の育児分担、家庭と仕事の両立が日本と大きく違うと感じていました。

それから年月が経っても、日本は変わっている部分はあるものの、欧州と比べると男女の育児、介護の分担や、女性の仕事と家庭の両立のハードルが依然として高いと思います。

これは政治の責任も大きいと思っています。海外におられてお感じになることがあれば、どなたか教えていただけませんか。

➢ フランス在住経験から、現地の一般的な見方として、日本の男性は働きすぎで家族と過ごす余裕がないと指摘されることが多いです。制度の問題以上に、夫婦の時間や空間が持てないなど、生活スタイルとして家族を育てにくい環境であるという感覚的な指摘も多いです。

➢ 現地での子育て経験から、保育や学童の利用条件や制約が日本より少なく、利用が当たり前となっているのとともに、外部サービスを活用して夫婦や家族の時間を確保している家庭が多いとの感想を持っています。

➢ 転職しても仕事を続けながら子育てが可能な環境があり、社会的な仕組みとそれを当たり前とする周囲のカルチャーの両方が支えになっています。

➢ フランスは労働者保護が強く、休暇や家族支援が手厚いことが労働意欲を高めている側面がある一方、雇用側には制度運用の難しさやコストを含めての負担があります。

（日本社会の持続可能性の確保に向けた、働き方や保育の在り方の変革等）

赤羽議員：日本の社会は変わっていかないと持続可能ではなくなると思います。人

手不足が深刻な中で、昔ながらの働き方や保育の在り方は変えざるを得ない面があると思います。

保育は必須なので受け皿や人材確保、処遇改善の議論は避けて通れませんが、保育士資格も含めた制度全体の見直しや国民負担の議論も伴うため難しいと感じます。

それでも、前提を根本的に見直していかないと持続化できないという発想で変えていかないといけない、これも政治の責任だと思っています。そうなると、財源の問題があり、本来は社会保障や保育の充実を図らないといけないが、選挙では、税金はいらないなどの議論になってしまう。産みたいのに産み育てにくい社会をどう変えるかは、社会のど真ん中の課題にしないと、日本のこれからは本当に大変だと思っています。

また、外国人受入れを含む論点が国内で政治化しやすくなっている点も懸念しており、今回ドイツとフランスを訪問した背景にも、そうした問題意識があります。

三木議員：少子高齢化になることは以前から見えていたと思います。女性が社会進出をしつつ少子高齢化を防ぐにはどうすべきかを、もっと早くから考える必要があったのだろうと思います。もっと女性が社会進出して、活躍できる日本の社会を作っていきたかった思いはあります。

世界的に見て、日本の女性の社会進出や社会での活躍の割合はどのような位置付けにあるのでしょうか。ＯＥＣＤ諸国の中で日本は女性政治家の割合が低いと言われますが、なぜ日本は政治への女性の進出が少ないのか、もし分析があれば教えていただきたいと思います。併せて、少子化対策や高齢化対策についてご意見をいただければと思います。

➢ ジェンダーはＯＥＣＤの重要課題であり、「ジェンダーメインストリーミング（ジェンダー主流化）」として、近年あらゆる政策分野で意識されてきました。しかし現在は、米国の政権交代により国際政治の潮流が変化しています。

➢ 交通分野でもジェンダー主流化の議論が進んでおり、例えば、日本においても、移動時間の分析から、ケア労働（送迎・介護等）に伴う移動負担が女性に偏っている実態が明らかになっています。これが働き方や生産性の問題と密接に関連しているとされ、政策を通じた解決の模索を目指す議論が始まっています。

（政治とジェンダー）

三木議員：私はジェンダーについて、全ての分野を男女平等とはおそらくいかないだろうという考えです。ただ、女性が生きやすい社会、女性が活躍できる社会は目指すべきだと思います。

今回、日本の選挙での女性に関する発言内容に驚いた点もあります。世界的

に極右が台頭している中で、女性に対する考え方が変化している面もあると思いますが、ＥＵの中でも、これまでの流れが変わってくることはあるのでしょうか。

➢　ＯＥＣＤでは現時点でジェンダーは依然メインストリームです。ただ、最大拠出国である米国は政権交代で風向きが変わりつつあり、また、欧州では引き続きジェンダー主流化が基本ではありますが、極右の影響力拡大を背景として、今後風向きが変わる予感はあります。
➢　ジェンダーについて、欧州では女性の権利の問題だけでなくＬＧＢＴＱ＋まで含めた議論が強いことを違いとして感じます。ＯＥＣＤではそのような前提が当然のように共有されている場面もあります。

（米国とジェンダー）
井上議員：米国がジェンダーについて言っているのも、むしろＬＧＢＴＱ＋についてなのですか。

三木議員：宗教観なども関係あるのでしょうか。

➢　少なくとも現時点では、「ジェンダー」という言葉を使わないという傾向が見られます。

（米国の国際機関脱退等の動き）
井上議員：米国は国際機関から抜けたり、拠出金を下げたりしていますが、ＯＥＣＤに対しては、それはないのですか。

➢　現時点では、分かりません。ＯＥＣＤを脱退することはないと予想されますが、分担金の拠出などは不透明な部分があります。
➢　今年２月にトランプ大統領が国際機関との関係を見直す大統領令を出したようですが、その後は発表がなく、その結果次第でどうなるかについては見通しが立ちにくい状況となっています。

（米国の関税措置の影響と世界経済の見通し）
➢　ＯＥＣＤは年２回「Economic Outlook」として経済見通しの報告書を公表しており、最新版（６月３日公表）の副題は“Tackling Uncertainty, Reviving Growth”（不確実性に対処し成長を回復させる）で、「不確実性」として米国中心の関税措置を挙げています。
➢　同報告書では、関税が世界経済活動を抑制し、貿易コストを上昇させ、完成品や中間財の価格を上げ、インフレ要因になることを指摘しています。また、政策

不確実性が高まり、投資と消費を抑制すると指摘しています。５月中旬までの状況を反映しており、その後の７月の日米合意などは反映されておりません。仮定として、米国が全ての国に対し関税率を更に 10%引き上げた場合、２年目に世界ＧＤＰは 0.3%低下し、インフレ率は年平均で約 0.5%ポイント上昇すると分析しています。

➢ 同報告書では見通しとして、関税が 2025 年から 2026 年にかけて継続すると仮定を置いており、世界及び各国の経済見通しは概ね引き下げられています。世界全体のＧＤＰは 2025 年、2026 年ともに 3.3%の成長見込みから 2.9%へ、米国は 2025 年に 1.6%、2026 年に 1.5%へ、日本は 2025 年 0.7%、2026 年 0.4%へ、それぞれ前回の見通し（昨年 12 月時点）から引き下げられています。なお、公表後もＥＵにおける交渉の進展などで状況が変化しているため、主要国については中間報告を公表予定です。

（デジタル、ＡＩ）

➢ 「信頼できる自由なデータ流通（ＤＥＦＴ、Data Free Flow with Trust)」は 2019 年１月のダボス会議で安倍元首相が提唱した概念で、同年６月の G20 大阪サミットでもその重要性が確認されました。その後、2023 年の広島サミットを機に新しい国際ガバナンスの枠組み（ＩＡＰ、Institutional Arrangement for Partnership）を作ろうということになり、その事務局がＯＥＣＤに設置されています。

➢ デジタル化とは、価値を生産する仕組みが根本的に変わることだと思います。これまでの産業では個々の製品・サービスごとに分かれていた構造が、デジタル化によって「データ連携・分析基盤」を通じて融合していきます。ハードウェアとソフトウェアの主従が逆転し、例えば、自動車産業はハードウェアのメカニカルな要素で差別化してきましたが、近年は必ずしも自動車特有の仕組みである必要はなくなってきています。分野を越えて横展開できるソフトウェア、車載ＯＳ・データプラットフォームで稼ぐモデルへと仕組み自体が変わっています。これがＧＡＦＡの支配力の背景事情で、デジタル化が進むと、データの収集と分析のそれぞれでどのように支配力を確立するかが、地政学、経済安保、経済の観点でも死活的に重要となります。そうした中で、ＧＡＦＡ、中国のデータ三法・デジタルシルクロードプラス、ＥＵのＧＤＰＲ（ＥＵ一般データ保護規則）とデータ・スペースといった異なるアプローチが並ぶ状況です。

➢ 重要なのは、データの越境流通のルールを、日本を飛ばして決められ、データをとられるだけの存在となるのではなく、社会基盤として一般化していく原動力であるデータに関するルール作りに日本が関与することです。日本はセンサーなど強みもありますが、データをどう処理し、どうＡＩで分析するかのルールに支配力がなければ、優位を生かせません。

そのため、ＤＦＦＴという国際メカニズムを走らせ、ルールメイキングと技術

基盤をセットで作っていく必要があります。暗号化の仕組みなど技術面も含め、日本、ＥＵ、米国など多様な国からの、政府だけでなく専門家や産業界などマルチステークホルダーが参加する作業グループを通じて、暗号化などの技術面も含めた具体的な課題解決を発展させる枠組みとしてＩＡＰを進めています。

➢　生成ＡＩの活用が進む一方で、偽情報、誤情報、ハルシネーション、労働環境の変化、プライバシー、セキュリティなどのリスクも伴います。こうしたリスクに対処するため、安心安全で信頼できるＡＩの実現が重要です。デジタル、ＡＩの環境は一国だけで対処できるものではなく、相互運用性や国際協調が重要になります。このため、ＯＥＣＤは、2019 年に各国が守るべきＡＩ原則を定め、エビデンスに基づいたレポートや政策データを提供しています。日本政府の存在感も大きく、2023 年のＧ７広島ＡＩプロセスの議論なども含め、ＡＩの議論を引っ張っていく存在と受け止められています。

➢　ＡＩガバナンスは進歩が速く、ＥＵではＡＩ Act、米国では政権交代によるＡＩに関する規制の在り方の変化など、各国も動いています。こうした先行きの見えない中で、日本が主導権を取りながら信頼できるＡＩの実現に取り組めるかが期待されているところです。

（国際的なルール作りの場としてのＯＥＣＤの良さ）

井上議員：国際的なルール作りの中に日本の国益をかけて関与していくことは重要だと思っております。その際、国連やＧ２０、Ｇ７など様々な場がある中で、ＯＥＣＤの良さはどこにあるのか。

➢　ＯＥＣＤの長所は、価値を同じくする国々なのでコンセンサス方式による意見集約が容易である点です。まず、ＯＥＣＤで先進国間のルールやガイドラインを作成し、それを他国へ広げていくのが基本パターンであり、これは加盟国の多い国連などでは困難であると考えられます。グローバルサウスの影響力が増す中で、ＯＥＣＤのプレゼンスをどのように増大させていくかという課題もあります。

➢　ＯＥＣＤはＧ７などとのナレッジパートナーとして機能しています。Ｇ７は毎年議長国が変わり実務の積み上げが難しい一方、ＯＥＣＤには専門人材と知見の蓄積があるため、実務上の影響力があります。

（専門分野の国際機関と比較してのＯＥＣＤの良さ）

井上議員：例えばＷＨＯやＷＴＯなど専門分野の国際機関があります。そういう専門機関より、ＯＥＣＤのように幅広い機関の方がやりやすい、ということなのでしょうか。

➢　専門機関は個別分野の技術的知見が深い一方、ＯＥＣＤは経済及び社会政策を横断的に扱うため、新しい課題を取り上げやすいという利点があります。

➢　ＯＥＣＤの最大の強みは、約 4,000 人の職員を擁する世界最大のシンクタンクとしての事務局の存在にあり、知見とデータに基づく議論が可能である点であり、例えば、教育分野のＰＩＳＡのような国際比較の枠組みも存在します。Ｇ７やＧ２０の議論における論点整理や材料作りを担っている実例もあります。

（米国の関税措置への対策）

山井団長:先ほどの説明でありました米国の関税措置の影響で世界経済､日本経済、米国経済もピンチになりかねないということです。ＯＥＣＤとして、同関税措置から世界や日本を守る方策について、何かアイデアはないでしょうか。

➢　ＯＥＣＤの考え方の基本は｢ピアレビュー(仲間同士でレビューし合う)｣です。提言に法的拘束力はないため､対応は各国に委ねられています｡一方で､Economic Outlook において、政策変更がない場合に起こり得るシナリオを示し、悪影響を明確にすることで、緩やかな提言を行うという位置付けでもあります。

➢　ＯＥＣＤが存在感を発揮している例として国際課税があります。第一期トランプ政権の時代から､デジタル経済への課税をめぐり､欧州諸国が独自課税を始め、対立が生じた際、ＯＥＣＤが米国とヨーロッパの間に立ち、租税委員会の下でＢＥＰＳというプロジェクトにおいて議論を進めてきました。

米国も各国に好き勝手に課税されるより、ＯＥＣＤにおける自分たちも参加した議論のルールに沿う方がよい、という判断が働いた面があったものと考えられます。第二期政権に引き継がれ、まだ最終合意には至っていませんが、ＯＥＣＤの議論による好事例かと思います。

（中国の動向）

井上議員：ＯＥＣＤの重要性、利用価値がよく分かりました。ただ、中国などはどうしているのでしょうか。中国は入れてもらって影響力を発揮したいと思うでしょうし、今の米国の状況はチャンスにも見えますが、どうでしょうか。

➢　ＯＥＣＤは｢自由民主主義、市場経済、法の支配｣といった価値を共有する国々で構成されることが前提であるため、中国の加盟は近い将来には考えにくいです。ただし、パートナーやアソシエイトとしての協力関係は存在します。

（中国への対応の在り方）

井上議員：何らかの道を探った方が良いような気がします。

赤羽議員：ＡＩやデジタル化は世の中を変える爆発力があります。中国と一線を画してやるとなると、競争しながら勝たなければならない。それが正しいのかどうか。既に先進的になっている巨大国家に対して、対峙しながらやっていくこ

とは可能なのか、という点を伺いたいです。

➢　中国との協力関係は、分野によるところが大きく一概に言うことは難しいです。例えば、造船分野では中国が圧倒的で、ＯＥＣＤ非加盟国のシェアが７割と大きいという状況です。

（先進分野における中国への対応）

赤羽議員：国際条約でも、例えば米国が入っていない条約にどれだけ意味があるのか、という話と似ています。

三木議員：私は、内閣委員会でＡＩ基本法を議論しました。ヨーロッパはＡＩへの規制が厳しく、米国は政権交代で少し変わり、中国は自由度が高いように見えます。経済分野で中国と協力してルール作りをしていくのはよいとしても、ＡＩで一番問題になるのは安全保障、軍事利用だと思っています。

　中国はルールを協力して作っても守らないのではないか、という懸念もあります。ＡＩが軍事に利用されると悲惨なことになるので、どう対応するかが世界の問題だと思います。

➢　サイバーセキュリティ分野でも、価値観を共有しない国と国際ルールを作る難しさは大きいと思います。Ｇ７はＯＥＣＤにおける同志国なので深い議論ができ、合意がしやすい利点があります。ＡＩ等先端技術の分野ではイノベーションの勢いは凄まじく、規制の議論をしている間に網がかからないところで進展してしまうという危機感もあります。

➢　先端技術の分野では技術進展のスピードが速く、世界のルールやガイドライン作りのスピードが追いつかないのではないか、という危機感があります。広島ＡＩプロセスなどの取組もありますが、ＯＥＣＤに限らず課題となっています。量子コンピューターの技術発展もあり、もし量子ＡＩとなったら更にスピードが上がることとなります。今後のルールや知識をどうやって作っていくかは、大きな課題になっていく可能性があります。

⑥ ヴィルロワ・ド・ガローフランス銀行総裁との意見交換

・日　時　令和７年９月12日（金）10:00～
・対応者　フランソワ・ヴィルロワ・ド・ガロー
（Mr. François Villeroy de Galhau）フランス銀行総裁
ローラン・クレール（Mr. Laurent CLERC）
フランス銀行　統計・調査・国際局局長代理
マッテオ・モリアーニ（Mr. Matteo MOGLIANI）
フランス銀行　国際マクロ経済課長

・日本側　山井　和則団長（立憲）　井上　信治議員（自民）
三木　圭恵議員（維新）　赤羽　一嘉議員（公明）
・概　要

フランス銀行内にて、フランス銀行総裁を訪問し、経済・金融政策について、特に、米国の関税措置による影響及びそれを踏まえた今後の金利政策の見通し並びにフランス銀行と欧州中央銀行（ＥＣＢ）との関係性等について意見交換を行った。

意見交換の具体的な概要は、以下のとおりである。

（挨拶）

ヴィルロワ・ド・ガロー総裁：皆様をフランス銀行にお迎えすることができ、非常に光栄に存じます。

現在、フランスの政治が変動の日々を迎えておりまして、毎日、様々な新たな状況が生まれています。首相が辞任して、予算の問題が出ていることは貴国との共通点ではないかと思います。

井上議員：衆議院の調査議員団代表としてご挨拶を申し上げます。今、総裁からお話がありました政治状況について、貴国と日本は似た状況にあると思います。また、経済や社会状況も経済成長率の低下や高齢化といった共通の課題があり似ていると感じます。そして、米国との関係や関税措置についても似たところがあり、現在、日本も米国の関税措置による影響などについて深く憂慮しております。

（質疑応答）

井上議員：米国の関税措置が貴国に与える影響やその対応について、欧州中央銀行（ＥＣＢ）の対応も含め、経済あるいは金融の面から是非見解を伺えますか。

ヴィルロワ・ド・ガロー総裁：日本及び欧州が抱いている米国の関税措置に対する

不安や懸念は、我々も共有するものです。今の情勢下で政治的な分断を招くことは望ましくありません。経済的にも、米国ではインフレが見られるようになり、世界中で経済成長が鈍化する結果を招いています。

我々の対応についてですが、昨日までフランクフルトのＥＣＢでの会議で議論してきました。現時点で米国の政策は欧州にインフレをもたらしてはいませんが、将来的には欧州の経済成長の鈍化をもたらすと言われています。2025 年から 2027 年で、米国の関税措置により欧州の経済成長が約 0.7%低下すると考えられており、非常に好ましくないことです。

欧州側が取るべき最良の手段は、欧州の力を結集させ、経済成長とイノベーションのために構造改革を行うことです。トランプ氏が大統領に再選する前に提出されたレッタ報告書やドラギ報告書[19]において、ＥＵ市場にある多額の貯蓄を投資やイノベーションに活用することを推奨しています。我々としては、欧州各国が力を合わせ、こうした構造改革の努力をできるだけ早く実行しなければならないと考えています。

井上議員：金融政策については基本的にＥＣＢの権限だと思いますので、はっきりと言うことはできないかもしれませんが、今後の見通しや考え方について教えてください。

ヴィルロワ・ド・ガロー総裁：金融政策につきましては、フランス銀行はＥＣＢの重要な株主でもあり、私も理事として共同の意思決定に関わっておりますので、ＥＣＢは我々であると言えます。2024 年の夏から数回に分け、インフレ対策に成功する度に、（段階的に）金利を４％から２％まで引き下げることに成功しました。

これは日銀より高く、英国銀行や米国の連邦銀行よりは低い水準ですが、この２％という金利をこれからしばらく維持するのではないかと思います。市場にはずっと２％であるとの解釈もありますが、それは解釈し過ぎです。インフレ対策がより成功し、ユーロゾーンにおいてインフレがかなり低くなることがあれば、更に金利を下げる可能性はあると思います。

山井団長：先ほどトランプ関税について、欧州は何らかの対処をしなければならないと発言されていましたが、具体的にどのような対処法がありますでしょうか。

ヴィルロワ・ド・ガロー総裁：欧州内部で何ができるか、具体的にはどのように経済成長を促進し、投資を増やせるかが重要です。日本や欧州の経済成長率は構

[19] レッタ報告書：2024 年４月 17 日発表、ドラギ報告書：2024 年９月９日発表
両報告書は、いずれもＥＵ競争力強化を目的とした重要な政策提言。

造的に非常に低くなっており、これを打破するためにレッタ報告書やドラギ報告書は三つの方向性を打ち出しています。

一つ目は、欧州共通市場に現存する障害の除去です。欧州市場は米国とほぼ同規模ですが、特にサービス分野での縦割り構造があります。そのため、米国に比べて魅力が低くなっているとされ、いかにして排除できるかということです。

二つ目は、欧州に潤沢にある預貯金を投資やイノベーションといった分野に導入できるかです。「ジャスト・ドゥ・イット[20]」と言われておりますが、そういったことを進めていくべきだと思います。

三つ目は、官僚制度や官僚主義に対する改革です。欧州には指令や規則が非常に多く､各々の意図は良くとも全体としてよろしくない結果を生んでいます。いかに簡素化できるかが課題です。

しかし、様々な手続きの簡素化は進めても、財政危機を呼び起こすリスクや気候変動の事実が無視されている、米国式の規制緩和は慎むべきだと思っております。

三木議員：日本からすると想像しがたいＥＵという枠組の中で、各国は経済状態が異なり、また、財政事情も国によって大きく違うと聞いておりますが、このように多様な各国の状況とＥＣＢ、あるいはＥＵ全体とのバランスの取り方や金融政策の在り方など、苦労や難しさがあれば教えてください。

ヴィルロワ・ド・ガロー総裁：質問は歴史的にも政治的にも非常に深いものです。欧州連合創設の歴史を振り返りますと、フランスは 1950 年のシューマン[21]の呼びかけから 75 年間、一貫してこれを支持してきました。各国一緒に政策を行った方が相互の利益が大きいため、特に経済分野では、通商政策や通貨政策などを欧州レベルで行ってきました。現在、保護主義の脅威がある中、これは非常に重要で貴重なことです。

一方、欧州レベルの政策には議論が必要不可欠で、その中でも仏独関係はその良い政治的見本であり、かつて両国は三つの戦争で敵対しましたが、深い話し合いと歴史の見直しを経てきました。意見が異なっても、いかに難しくとも何らかの妥協案を見つけていくことをこれまで行ってきました。

ＥＵは非常に特別で、外部からは分かりにくいかもしれませんが、簡単に言えば「別々に政策を行って全員で負けるより、一緒にやって勝とう」ということだと思います。これは特に通貨であるユーロについて言えます。1992 年にフランスがユーロに同意した際は 51％の賛成しか得られずギリギリの採択でし

[20] とにかくやってみよう。躊躇しないで行動に移そう。
[21] ロベール＝シューマン：フランスの外相、シューマン＝プランと言われる欧州石炭鉄鋼共同体（ＥＣＳＣ）構想を提唱し、欧州の統合に道筋をつけた人物

たが、現在では80％の欧州市民がユーロを使うことに賛成しています。政治的に既成事実として定着しており、それがユーロの堅固さに繋がっています。20か国がどうやって同じ通貨を使い続けられるのかとよく聞かれますが、以上のことがＥＵ、そしてＥＣＢで行っていることであります。

赤羽議員：先ほど総裁が言われた米国の関税問題は、政治的かつ経済的にも全くナンセンスだと私個人としても思っています。この関税政策により米国経済が最初に痛むだろうと心配もしておりますが、やはり日本もＥＵとより親密な形で、しっかりと間口を広げたいと思っていますという意見表明だけさせていただきます。

ヴィルロワ・ド・ガロー総裁：ご指摘、特に、最後の点に同感いたします。ＥＵ、特にフランスと日本、それから英国やカナダ、南半球の国々との繋がりを強化していくことは不可欠です。

　現在、我々に共通した懸念事項については、有志が集まる国際組織等において共同作業を続けていくことが重要です。具体的には、気候変動や自由貿易、ＯＥＣＤにおける多国籍企業に対する租税の問題、そして金融におけるバーゼルⅢの枠組みなどについて、有志が集まり連携していくべきです。

⑦ コンピエーニュの森博物館視察

・日　時　令和７年９月 12 日（金）13:45～

・議員団　山井　和則団長（立憲）　井上　信治議員（自民）
　　三木　圭恵議員（維新）　赤羽　一嘉議員（公明）

・概　要

戦後 80 年を踏まえ、第一次世界大戦のドイツと連合国の休戦協定（1918 年）及び第二次世界大戦の独仏休戦協定（1940 年）が結ばれた歴史的なコンピエーニュの森を訪問し、フランスとドイツの戦争から和解へと至る近現代史について、コンピエーニュの森博物館ガイドであるマリー＝ジョゼ・テシエ（Ms. Marie-Josée Teyssier）氏の案内で現地視察を行った。

視察箇所の概要は、以下のとおりである。

コンピエーニュの森は、フランス北部のオワーズ県にあるコンピエーニュ市周辺に位置する森である。かつて、この地は森の中の何もない一つの空き地にすぎず、現在のように整備されていなかった。この地では、同じ場所で 22 年の間隔を置いて、二つの正反対の歴史的出来事が起こった。1918 年 11 月 11 日の第一次世界大戦の休戦協定と、1940 年 6 月 22 日の第二次世界大戦下の独仏休戦協定の調印である。この反復が、この地の和解の地としての歴史的重要性を示している。

Ⅰ. 第一次世界大戦と 1918 年の休戦

1. 戦争の背景：報復の連鎖の起点

ナポレオン 3 世がプロイセンに対して戦った 1870 年の普仏戦争に遡る必要がある。その戦争により、フランスは負け、アルザス地方とロレーヌ地方を失った。この喪失は、フランス国民の心に深く刻まれた。

その後、フランス国民の間に、いつかはドイツに復讐しようという機運が生まれた。この報復心を背景に、フランスは第一次世界大戦でドイツを破り、失地を回復した。しかし、その代償は大きく、フランスの 18～30 歳の男性 150 万人の命が失われ、1 日平均 1，000 人が戦死した。

2. コンピエーニュの地の選定理由：静寂の希求

当然、国際協定はパリで調印するのが普通である。しかし、当時の連合軍総司令官フェルディナン・フォッシュ元帥は、マスコミなどが集まる場所ではなく、できる限り人目につかないところで行おうという配慮から、この場所を選んだ。

1918 年 11 月 11 日、休戦協定は森の中の客車で調印された。この客車は、ワゴンリー社の豪華客車である。午前5時頃に調印され、午前 11 時をもって発効した。4 年 3 か月にわたる第一次世界大戦は終結した。

3. 協定の意味：栄光と屈辱

フランスにとって、この終戦は失地回復を伴う「栄光の回復」であった。アルザス地方とロレーヌ地方は戻り、ドイツの侵略は撃退された。

しかし、ドイツにとっては軍事的敗北以上に、その後の処遇を含めた「屈辱」の始まりとなった。

Ⅱ. ベルサイユ条約がもたらした影響と「屈辱の制度化」

ベルサイユ条約によってドイツに多額の賠償金が課せられたため、ドイツ国民にとっては、非常に屈辱と受け取られた。ドイツの参謀本部は 1918 年の敗戦を決して認めず、その屈辱感が経済的危機と相俟って、1933 年のヒトラーの台頭につながっていった。

Ⅲ. 第二次世界大戦と 1940 年の「報復」

1. ヒトラーの選択

1940 年 6 月、今度はフランスがドイツに休戦を申し込む形になった。ヒトラーは 1918 年の恥を消し去るため、この場所で、同じ客車で、フランスとの休戦協定に署名することを要求した。ヒトラーの選択は、22 年前の「屈辱」を「勝利」で上書きするためのものである。つまり同じ場所、同じ客車で勝者と敗者の立場を逆転させることに、強い執着があった。

2. 破壊と保護

その後、ヒトラーはコンピエーニュの森にあったモニュメントのほぼすべてを破壊・没収し、ドイツに持って帰った。1918 年の協定調印に使用された客車も含めて全てが対象だった。ただし、フェルディナン・フォッシュ元帥の像だけは残され、しかも、解体作業の際には傷がつかないように保護されていた。ヒトラーは、敵将が廃墟と化した景色がよく見えるよう考えていたともされる。

3. 客車の行方

客車はドイツのベルリンに持って行かれ、最初はブランデンブルク門近くで展示されていた。その後、SS（親衛隊）によって強制収容所の監督業務に使用されたとされる。最終的に大戦の終わり頃に燃えてしまい、現存しない。今展示されているものは同じ形式のレプリカである。

Ⅳ. 悪循環の構造と戦後の転換

1. 150 年の報復の連鎖

コンピエーニュの森の歴史は、1870 年の普仏戦争以来の報復の繰り返しである。1871 年にドイツがフランスを破り、1918 年にフランスがドイツを破り、1940 年にドイツがフランスを破った。各々の敗北が次の報復を正当化する「歴史的記憶」となり、悪循環が形成されていった。

2. 戦後の転換：異なる選択

第二次世界大戦後、ベルリンで保存されていたモニュメントが見つかり、1951 年にこの地に戻された。同時に、この地は整備され、かつての「何もない林の中の一つの区画」から、報復から和解への歴史を学ぶ記念地へと変わっていった。

また、1963 年のエリゼ条約により、フランスとドイツは従来とは異なる道を選んだ。つまり、敗者を屈辱的な状況に置くのではなく、その名誉を回復させ、経済的・政治的に統合する道である。

※ エリゼ条約（フランス共和国とドイツ連邦共和国の間の協力に関する条約）：1963 年 1 月 22 日にフランスのシャルル・ド・ゴール大統領とドイツのコンラート・アデナウアー首相により署名された、フランスとドイツ間の友好・協力条約。普仏戦争以来、敵対関係にあった両国が、第二次世界大戦終結後、初めて公式に和解、経済的・文化的・防衛面での協力を宣言した歴史的意義を有するとされ、戦後ヨーロッパ統合の基礎となった象徴的な条約とされている。

3. 100 年後：和解の象徴

第一次世界大戦終結 100 周年にあたる 2018 年 11 月 11日に、世界中でナショナリズムが高まる兆候を懸念するマクロン大統領の呼びかけで「パリ平和フォーラム」が開催されたが、その前日の10日、メルケル首相とマクロン大統領がコンピエーニュの森を共同訪問し、独仏和解をうたう記念プレートを除幕し、客車の中に入り、共同で「追悼簿」に署名を行った。第二次世界大戦後、独首相と仏大統領がこの場所を共に訪れたのは初めてであり、和解の象徴的な場面であるとともに、かつて休戦協定が結ばれた同じ場所、同じ客車で、今度は未来の平和への誓いがなされた。